
3 自治基本条例に関する新たな論点

3 自治基本条例に関する新たな論点

自治基本条例に盛り込まれる特徴的な視点は、市民参加に集約されることは既に述べた。このため、自治基本条例は市民参加条例と内容がきわめて近接している。

しかし、これ以外にも新たな視点や検討すべき内容も考えられる。そこでここでは、それらの新たな視点を論点として提示し、整理する。これにより、新たに自治基本条例を制定しようとする際に参照し、視点の理解や議論に役立てるほか、自治基本条例の制定に伴い関連条例を整理する際の参考とすることができる。

3.1 「ヨーロッパ地方自治憲章」、「世界地方自治憲章（素案）」から

地方自治に関連する国際的な枠組みとして、「ヨーロッパ地方自治憲章」や「世界地方自治憲章（案）」と呼ばれるものがある（図表 3-1）。

前者の場合、国によって採用する国内の自治制度は異なるものの、国境を接する一つの大陸という共通した事情がある。EUへの参加が進み、欧州圏が形成されてきた背景には、このように歴史や文化を共有しており、相互理解や交流が図られていることが一つとして考えられる。こうした背景も後押しとなり、各国の理解のもとで地方自治に関する基本的な共通ルールが定められたのがこの「ヨーロッパ地方自治憲章」である。

一方、「世界地方自治憲章」の場合、ヨーロッパと異なり南北の全く異なる国々の合意が必要となるため、互いの利害関係の不一致などから、必要性は指摘されるものの今日に至るまで批准されていない。しかし、その素案は明らかになっている。

いずれの場合も、市民参加条例や協働条例のように、実際の制定にあたり参考事例となるものであり、新たな発想や視点を与えるものであると思われる。

図表 3-1 ヨーロッパ地方自治憲章と世界地方自治憲章（案）の対応

ヨーロッパ地方自治憲章	世界地方自治憲章（案）
<p>経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1985年、ヨーロッパ評議会の閣僚委員会において多国間協定として採択。 （地方自治の原則を定義し擁護するための最初の多国間の法的文書） ・ヨーロッパ評議会加盟44ヶ国中 38ヶ国で批准（署名41ヶ国）（2003年2月13日現在） <ul style="list-style-type: none"> ・署名していない国 アンドラ、サンマリノ、スイス ・批准していない国（署名していない国を除く） ベルギー、フランス、グルジア 	<p>経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1997年 国連人間居住センター（UNCHS：ハビタット）と都市・地方自治体協会（WACLAC）が共同で草案を作成 ・2000年国連特別総会第1回準備会合において修正のうえ提出 ・2001年同第2回準備会合における宣言文案からは「世界地方自治憲章」の記述は削除され、今後の取扱についても両論併記された。 <p>主要国の立場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパは基本的に賛成 ・中国は地方政府が強い権限を所有することへの懸念から反対。 ・アメリカは国として統一の法律を制定することにつながることに懸念から反対
<p>前文</p> <p>本憲章に署名したヨーロッパ評議会加盟国は、ヨーロッパ評議会の目的が、共通の遺産である理想と原理を守り・実現するため、加盟国間のより密接な統合を達成することにあることを鑑み、この目的を達成する方法のひとつが、行政分野における協定の締結であることに鑑み、地方自治体があらゆる民主主義的国家形態の本質的基盤のひとつであることに鑑み、公共的事項の運営への市民の参加権が、ヨーロッパ評議会の全加盟国に共通の民主主義原理のひとつであることに鑑みて、この権利が地方のレベルにおいて最も直接的に行使されることを確信し、真の権限をもった地方自治体の存在が、効果的で市民に身近な行政を供給しうることを確認して、多様なヨーロッパ諸国における地方自治の擁護と強化が、民主主義と分権の原理に基づくヨーロッパの建設に対する重要な貢献であることを意識して、これには、民主的に構成された意思決定機関をもち、権限、権限行使の方法と手段、およびその実現に要する財源に関して広範な自律性をもつ地方自治体の存在が必要であることを強調して、下記の通り合意した。</p>	<p>この憲章の当事国は、 国連人権宣言において認知された、人民の意思がすべてのレベルの行政の基礎であるという原則を想起し、また、地方における民主主義が基本的な権利であることを認識し、 アジェンダ21及びハビタットアジェンダにおいて明示されたように、多くのグローバルな問題や持続可能な発展が地方レベルにおいて取り組まれなければならない、また、国家・州レベルの政府と地方自治体の緊密な対話と協力なしには十分に解決されないことを認識し、 地方自治体は政府の最も緊密なパートナーであり、アジェンダ21及びハビタットアジェンダを実行するに当たって不可欠な存在であることを認識し、 これらに基づきこの憲章の当事国は、 世界的に認識されている自由、人間の尊厳や持続可能な発展といった目標を実現するため、地方自治体を強化する必要性を確認し、 公的な職務及び責務は市民が一番近い行政によって行使されるべきであり、また、このサブシディアリティの原則は民主主義や市民参加型の開発の基礎であり、職務及び責務の配分はこの原則を守らなければならないことを確認し、 民主的な地方自治体を通じて地方分権を推進すること、また、地方自治体の財政的・組織的な能力を高め、財政上の継続力及び自らへの信頼を保障することを明言し、 男女の機会均等と性の平等が、地方における民主制及び統治における女性の強い役割と並行して進められなければならないこと、また、これらの目的は相互に補いあうものであることを確認し、 都市における貧困、障害を持った市民及び原住民の利益の実現、彼らの社会への包摂、人種間の平等並びに民主的な統合には地方レベルにおける市民参加の強固な構造が必要であることを確認し、 さらに、決定過程並びに人間居住に係る戦略・政策・計画の実行及び監視における、人民とコミュニティ組織の広範囲における参加及び所有権を促進しまた権能を付与することを明言し 自由選挙によって選出された地方自治体を通じた地方における強固な民主主義が、専門化された水準と十分な地方における統治と相まって、公共のアカウントビリティ及び透明性を促進し、また、汚職に対して我々の社会を強固なものにする手段を提供するものであることを確認し、 明確な役割及び責務並びに透明で参加型の手続に基づいた適当な資源を与えられた強力な地方自治体の存在が、効率的で市民に身近なサービスを保障し、また、社会的・経済的な発展を促進することを確認し、 以下のように合意した。</p>
<p>第1条 当事国は、憲章第12条に規定された方法と範囲において、以下の条項により拘束されることに注意を払う義務を負う。</p>	<p>第1条 すべての締約国は、以下の条項について、この憲章の第14条にある方法及び範囲で拘束を受ける。</p>
<p>第1部</p> <p>第2条 [地方自治体の憲法および法律上の基礎] 地方自治の原則は、自国の法律において、また実行可能なと</p>	<p>[第1編]</p> <p>第2条 地方自治の憲法的・法的根拠 地方自治の原則は、国・州の法律により認知され、また、</p>

<p>ここでは憲法において承認される。</p> <p>第3条 [地方自治の概念] <1> 地方自治は、地方自治体が自らの責任において、地域住民のために、法律の範囲内において公共的な事項の基本的部分を管理・運営する権利と能力を意味する。 <2> この権利は、直接・平等・普通選挙に基づく秘密投票によって自由に選出された者で構成され、その構成員に対して責任を負う執行機関をもつ会議体によって行使される。この規定は、法律による許可があるところで、市民集会、住民投票、その他の直接的市民参加の方法をとることに、なんら影響を及ぼすものではない。</p>	<p>実際に憲法で保障されていなければならない。</p> <p>第3条 地方自治の概念 1 地方自治は、住民のために自らの責任のもとで、法の範囲内で、自らを発展させる権利を含む地方行政を運営・計画する自治体の権利、権力、能力をいう。 2 この権利は、秘密・公平・直接・平等・普通選挙で選ばれた構成員からなる合議体によって行使される。合議体は、執行機関とそのための職員を有する。</p>
<p>第4条 [地方自治の範囲] <1> 地方自治体の基本的権限および責務は、憲法または法律により規定する。しかし、この規定は・法律に従った特別目的のための権限および責務の地方自治体への帰属を阻止するものではない。 <2> 地方自治体は、法律の範囲内で、その権限から除かれていない事項、または他の自治体に付与されていない事項に関して、自らの発意に基づいて行動する完全な決定権をもつ。 <3> 公的な責務は、一般に、市民に最も身近な地方自治体が優先的に履行する。他の地方自治体への権限配分は、仕事の範囲と性質および能率と経済の要求を考慮して行われる。 <4> 地方自治体に付与される権限は、通常、十分にしかつ独占的でなければならない。この権限は、法律の規定する場合を除き、他の中央または広域政府が侵害または制限してはならない。 <5> 中央または広域政府が地方自治体に権限を委任する場合、権限の行使を地方の実態に適合させるため、地方自治体にはできる限り裁量の自由が認められる。 <6> 地方自治体は、その直接に関係するすべての事項につき、計画および意思決定の過程の適当な時期に、適当な方法で聴聞を受けるものとする。</p>	<p>第4条 地方自治の範囲 1 地方自治体は、法律により自らの権限から除外されている事項または他の行政主体に付与されている事項を除いて、地方行政に係る事項について自らの発意に基づいて行動する自由を有する。 2 地方自治体の基本的な権能・義務・責務は、憲法又は法律に規定されなければならない。しかし、この規定は特定の目的のための権限及び責務の地方自治体への帰属を除外するものではない。 3 行政の責務は一般的に市民に一番近い行政主体によって行われるべきである、ということの意味する補完及び近接の原理に基づき、地方自治体の責務の中央政府等他の行政主体への移転は、技術的・経済的な効率性の要請に基づくものであり、また、市民の利益により正当化されるものでなければならない。 4 権能及び責務は、通常、完全・排他的な形で地方自治体に与えられ、他のレベルの行政主体と権能を共有することは避けるべきである。それらは、侵されてはならず、法による規制及び指針以外によっては、中央政府等他の行政主体によって制限されてはならない。 5 中央政府又は地域政府から権限の委任を受けた場合には、地方自治体に、地域の実情を踏まえた権限行使ができる裁量が与えられなければならない。 6 地方自治体は、適当な時機に適当な方法で、自らに関係するすべての事項の計画及び決定過程に関与させられなければならない。 7 中央政府、地域政府及び地方自治体間で事務が重なる場合、または、双方の利害が衝突する場合、和解、調和又は調整が必要であるが、すべての調停は本憲章の第2条に規定される地方自治の原則を尊重して行われなければならない。</p>
<p>第5条 [地方自治体の境界の保護] 地方自治体の境界変更は、関係地域共同体の事前の協議がなければ行うことはできない。法律で住民投票を認めている場合、事前の協議はこれによることもできる。</p>	<p>第5条 地方自治体の境界の保障 地方自治体の境界の変更は、関係する地域共同体への意見聴取を伴ってのみ行われる。</p>
<p>第6条 [地方自治体の事務のための適当な行政機構と職員] <1> 上位の一般法規に違反しない限り、地方自治体は地域のニーズに対応し 効果的な運営を保障するためにその内部的行政機構を決定することができる。 <2> 地方自治体の職員の勤務条件は、業績と能力において資質の優れた職員の確保を可能とするものでなければならない。この目的のために、十分な研修の機会、給与および昇進の見込みが与えられる。</p>	<p>第6条 地方自治体の適当な行政構造及び資源 1 地方自治体は、内部の行政機構を、地域の必要に合わせ、効率的な行政を行うため、できる限り決定することができるべきである。 2 地方自治体は、管理・技術・経営に関する能力、そして信頼でき、透明で、説明能力がある構造の発展について、他の行政主体の支援を受け得るべきである。 3 地方公共団体の職員の労働条件については、法で定められるように、最良の仕事、職業的な能力及び経験を有する質の高い職員の、性による平等すべての差別の除外に基づいた、採用及び保持ができるものでなければいけない。以上の目的のため、適切な研修の機会、給与及び昇進の見通しが、地方自治体が高い質の仕事達成し、また、市民に最高のサービスを提供するために提供されなければならない。</p>
<p>第7条 [地方レベルにおける責任遂行の条件] <1> 地方選出議員の勤務条件は、職務の自由な遂行を保証するものでなければならない。 <2> 勤務条件については、当該職務の遂行に必要な費用の適当な財政的補償並びに、適当なときには、収入の損失補償またはその行った仕事の報酬およびしかるべき社会保障による保護を考慮するものとする。 <3> 地方選出議員の職の保有と両立できないとみなされる</p>	<p>第7条 地方レベルでの責務が行使される条件 1 選挙で選ばれた代表の職務の条件として、その機能の自由な行使のため、安全と十分な管理が保障されなければならない。 2 そのような条件は、議員の活動について、当該執務の執行において発生した費用の適当な弁済を保障するものでなければならない。また、社会的に適当で可能な場合には、収入の減少への補償並びに行われた仕事及び社会的な保護に見合った報酬も含まれる。 3 地方議員の官職と相容れないすべての職務及び活動につ</p>

<p>職務および活動は、法律または基本的法原則によって規定する。</p>	<p>いては、法で特定されなければならない。</p>
<p>第8条 [地方自治体の活動の行政監督]</p> <p>〈1〉 地方自治体の行政監督は、もっぱら憲法または法律の定める事件について、その定める手続きに従ってのみ行うことができる。</p> <p>〈2〉 地方自治体の活動の行政監督は、通常、法律および憲法原則の遵守の確保のみを目的とする。但し、地方自治体に執行の委任された事務につき、上位の政府は便宜性を考慮して行政監督を行うことができる。</p> <p>〈3〉 地方自治体の行政監督は、保護の目的となる利益の重要性に比例して、監督官庁の介入が保持されることを保障する方法で、行われなければならない。</p>	<p>第8条 地方公共団体の業務の監督</p> <p>1 地方自治体は、自らの業務及び住民に選ばれた代表による統治について監督・監視を行う権能を有する。</p> <p>2 地方自治体に移行された活動を含む地方自治体の活動について、すべての監督は、憲法又は法に定められた場合に定められた手続でのみ行われ、合法性の保障のみを目的としなければならない。</p> <p>3 その執行を地方自治体に委任された職務に関して、上位レベルの行政主体による監督は、国家としての一貫性及び国家の政策の一致を保障するため、合法性の判断のみにとどまらない。</p> <p>4 地方自治体への監督の範囲は、保護するべき利益と対応するものでなければならない。</p> <p>5 憲法又は法律で地方議会の解散又は首長の停職あるいは解職が許されている場合には、それは、正当な法の手続に基づく調査の後にのみ行われなければならない。それらの存在、機能及び権能は、法の規定に基づきできる限り短い期間で現状復帰されなければならない。</p>
<p>第9条 [地方自治体の財源]</p> <p>〈1〉 地方自治体は、国の経済政策の範囲内において、十分な自主財源を付与され その権限の範囲内において、その収入を自由に用いることができる。</p> <p>〈2〉 地方自治体の財源は、憲法および法律により付与された権限に應ずるものとする。</p> <p>〈3〉 地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、地方自治体が率を決定する権限を有する税ないし料金から得るものとする。</p> <p>〈4〉 地方自治体が利用しうる財源の基礎となる財政体系は、地方自治体がその任務の遂行に要する費用の現実的変動に実際に可能な限り対応しうる、十分に多様かつ弾力的なものでなければならない。</p> <p>〈5〉 財政的に弱い地方自治体の保護は、潜在的財源の不均一な分布およびこれら地方自治体が担わなければならない財政負担の影響を是正するよう工夫された、制度的な財政均衡化の手続きあるいはこれと同等の手法を必要とする。これらの手続きないし手法は、地方自治体はその権限の範囲内において行使しうる決定権を制約してはならない。</p> <p>〈6〉 地方自治体は、再配分される財源の割り当て方式に関して、適切な方法で意見を述べる機会を有する。</p> <p>〈7〉 地方自治体に対する補助金は、可能な限り、特定の事業に用途を限定してはならない。補助金の交付は、地方自治体がその権限の範囲内で政策決定権を行使する基本的な自由を奪ってはならない。</p> <p>〈8〉 資本投資のための借款を目的として、地方自治体は、法律の範囲内において、国の資本市場に参入することができる。</p>	<p>第9条 地方自治体の財源</p> <p>1 地方自治体は、自らの業務と責務を実行するため、様々な財源を有しなければならない。地方自治体は、自らの権能の枠組みの中で使用する、自らの、又は自らに移転される適当な財源についての権能を有しなければならない。</p> <p>2 地方自治体の財源は、業務と責務に対応したものであり、また、財政の持続性と信頼を保障するものでなければならない。国によるすべての業務・責務の移転は、対応する適当な財源を伴うものでなければならない。</p> <p>3 地方自治体の財源のかかりの割合は、地方税、手数料又は負担金の枠組み（税率階層）又は立法による調整にかかわらず、提供するサービスの費用を賄うため、自ら率を決定する権限を有する地方税、手数料又は負担金によるものでなければならない。</p> <p>4 地方自治体が賦課する権限を有する税、又は割当を保証されている税は 業務と需要に対応したものであり、かつ、地方自治体の担う責任に見合っているよう、十分に一般性、伸張性、柔軟性を備えたものでなければならない。</p> <p>5 脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的（国と地方自治体間）、水平的（地方自治体間）又はその両方であると問わず、特に財政調整制度により保護しなければならない。</p> <p>6 垂直的・水平的な均等化を含む財政調整制度のルールを決める過程への地方自治体の参加を、法律で保障しなければならない。</p> <p>7 できる限り、地方自治体への財政配分は地方自治体の優先事項を尊重し、また、特定の事業を指定することのないようにしなければならない。交付金の支給は、自らの司法権の範囲内で政治的行動の自由を行使する地方自治体の基本的な自由を妨げるものであってはならない。</p> <p>8 設備投資のための借入のため、地方自治体は国内及び国際資本市場を利用できなければならない。</p>
	<p>第10条 住民の参加とパートナーシップ</p> <p>1 地方自治体は、憲法又は法の規定により、意思決定及びコミュニティのリーダーシップに係る地方自治体の役割の行使に係る住民参加の適当な形を規定する権能を有しなければならない。これは、社会の社会的又は経済的に弱い分野や人権等における少数派からの特別な意見の表明を含む。</p> <p>2 地方自治体は、NGO、コミュニティ組織などの市民社会のすべてのアクターや民間部門などとのパートナーシップを確立し発展させる権能を有しなければならない。</p>

<p>第10条 [地方自治体の連合権] <1> 地方自治体は、その権限の行使にあたり共同し、また法律の範囲内において、共通の利益に関わる任務を遂行するために他の地方自治体と連合組織を設ける権利を有する。</p> <p><2> 地方自治体が共通の利益の保護および促進のために連合組織に所属し、および地方自治体の国際連合組織に所属する権利は、いかなる国においても認められねばならない。</p> <p><3> 地方自治体は、法律の規定する条件の下で、他の国における地方自治体と共同する権利を有する。</p>	<p>第11条 地方自治体の連合 1 地方自治体は、共通の利益を防御しまた促進する、また、構成団体に特定のサービスを提供する、などのために連合組織を形成する権能を有しなければならない。これには、地方自治体とその職員のために訓練・計画・調査の機関を創設し発展させることを含む。</p> <p>2 中央政府、州等は、地方自治体に関係する立法を行う際には地方自治体の連合組織の意見を聞かなければならない。</p> <p>第12条 国際協力 1 地方自治体が連合する権利には、地方自治体の国際的な連合に属する権能も含む。</p> <p>2 地方自治体は、法律又は国際条約により、他国の自治体（国境を越える自治体を含む）と協力する権能を有しなければならない。</p> <p>3 地方自治体は、パートナーシップの精神により、地方自治体の役割と責務に関する国際的な活動計画の協議及び実行に参加させられなければならない。</p>
<p>第11条 [地方自治の法的保護] 地方自治体は、その権限の自由な行使を確保し、憲法あるいは国法に保障された地方自治原理の尊厳を保持するために、司法的救済に訴える権利を有する。</p>	<p>第13条 地方自治体の法的保護 地方自治体は、財政及び行政の自治を保障するため、また、地方自治体の機能を決定し利益を保護する法律の遵守を保障するため、司法による救済に訴えることができなければならない。</p>
<p>第II部 関連規定</p>	<p>【第2編】</p>
<p>第12条 [義務] <1> いかなる当事国も、憲章第I部から少なくとも20条項を選び、拘束をうける義務を負う。この20条項のうち少なくとも10条項は、以下に挙げる条項のうちから選択しなければならない。</p> <p>—第2条 —第3条第1項および第2項 —第4条第1項、第2項および第4項 —第5条 —第7条第1項 —第8条第2項 —第9条第1項、第2項および第3項 —第10条第1項 —第11条</p> <p><2> 各条約当事国は、その批准書、承認書あるいは裁可書を寄託するとき、本条第1項の規定により選択した条項を、ヨーロッパ評議会総務局に通告する。</p> <p><3> 各当事国は、その後いつでも、本条第1項による承認が未だなされていない意章条項の拘束をうける旨を、総務局に通告することができる。この後になって生ずる義務は、通告当事国の批准、承認あるいは裁可の一部とみなされ、総務局が通告を受領した日から3か月を経過した月の翌月の一日から同じ効力を有する。</p>	<p>第14条 義務 1 各締約国は、この憲章の第1編のうち少なくとも30項（そのうち以下の項から少なくとも12項）の拘束を受けるべきことを約する。</p> <p>(a) 第2条 (b) 第3条 第1項、第2項 (c) 第4条 第1項、第2項、第4項 (d) 第5条 (e) 第7条 第1項 (f) 第8条 第3項 (g) 第9条 第1項、第2項、第3項 (h) 第11条 第1項 (i) 第13条</p> <p>2 批准書又は加入書を寄託した各締約国は、第1条に従って選択した条項を国連事務総長に報告しなければならない。</p> <p>3 すべての締約国は、いつでも、第1条に基づいて適用を受けていなかった条項について拘束を受ける旨を国連事務総長に報告することができる。</p> <p>4 その後の約束は、批准又は加入に必要な部分であると考えられ、事務総長が報告を受け取った日から30日後に発効する。</p>
<p>第13条 [意章の適用をうける地方自治体] 本憲章の規定する地方自治の原則は、当事国の領内に存するあらゆる種類の地方自治体に適用される。ただし、各当事国は、その批准書、承認書あるいは裁可書の寄託にあたり、地方自治体あるいは広域自治体の種類を特定して、憲章の適用範囲を制限し、あるいはその適用を排除することができる。さらに、各当事国は、ヨーロッパ評議会総務局に対する後の通告により、他の種類の地方自治体あるいは広域自治体についても憲章の適用を受けるものとするすることができる。</p>	<p>第15条 憲章が適用される自治体 本憲章が規定する地方自治の原則は、当事国の領域内に存在するすべての種類の地方自治体に適用される。しかしながら、批准書又は加入書を預託したすべての当事国は、地方自治体又は広域自治体の種類を特定して、憲章の適用範囲を制限し、あるいはその適用から除外することができる。いくつかの種類を除外するすべての特別な理由は、国連事務総長に示されなければならない。各当事国は、国連事務総長に対する事後の通告により、さらなる種類の地方自治体又は広域自治体についても 憲章の適用を受けるものとするすることができる。</p>
<p>第14条 [情報の提供] 各当事国は、この意章の規定を遵守するため、法規およびその他の措置に関するあらゆる関連情報を、ヨーロッパ評議会総務局に提供する。</p>	<p>第16条 情報の提供 すべての締約国は、国連事務総長に、この憲章の条項に対応するために取られた立法や他の政策についての情報を定期的に報告しなければならない。</p>
	<p>第17条 監視 憲章の履行の状況の評価をするため、国際監視委員会が参加国によって作られなければならない。この委員会は、地方自治体の代表も含まなければならない。委員会の事務局は、国連により用意される。</p>

<p>第 III 部</p> <p>第 15 条 [署名、批准および発効]</p> <p>〈1〉 この憲章は、ヨーロッパ評議会加盟国の署名のため閲覧に供される。憲章は、批准、承認または裁可を要する。批准書、承認書または裁可書は、ヨーロッパ評議会総務局に寄託される。</p> <p>〈2〉 本憲章は、ヨーロッパ評議会加盟国のうち 4 か国が、前記条項の規定により、憲章に拘束されることにつき同意を表明した日から、3 か月を経過した月の翌月の一日に発効する。</p> <p>〈3〉 これより後、憲章に拘束されることにつき同意を表明する加盟国に関し、憲章は、批准書、承認書または裁可書の寄託の日から、3 か月を経過した月の翌月の一日に発効する。</p>	<p>[第 3 編]</p> <p>第 18 条 署名及び批准</p> <p>1 本憲章は すべての国の署名のため閲覧に供される</p> <p>2 本憲章は、批准を必要とする。批准文書は、国連事務総長に供託される。</p> <p>3 本憲章は、すべての国家の加盟に対して開かれている。加盟文書は、国連事務総長に供託される。</p> <p>第 19 条 発効</p> <p>1 本憲章は、20 番目の批准、あるいは加盟文書が国連事務総長に供託された日から 30 日目に発効する。</p> <p>2 これより後に批准又は加盟した国については、本憲章はそれぞれの国が批准又は加盟した日から 30 日後に発効する。</p>
<p>第 16 条 地域条項</p> <p>〈1〉 いかなる国も、署名のとき、もしくは批准書、承認書、裁可書または加盟書の寄託のとくに、この憲章が適用される一または複数の領域を特定することができる。</p> <p>〈2〉 いかなる国も後日、ヨーロッパ評議会総務局に宛てた宣言により、この憲章の適用を、宣言において特定した他の地域に拡大することができる。この地域に関して、宣言は、総務局が宣言を受理した日から 3 か月を経過した月の翌月の一日に発行する。</p> <p>〈3〉 前 2 項の下で行われたいかなる宣言も、この宣言において特定された地域に関して、総務局に対する通告により撤回することができる。撤回は、総務局が受理した日から 6 か月を経過した月の翌月の一日から効力を生ずる。</p>	<p>第 20 条 地域条項</p> <p>1 すべての締約国は、署名時又は批准若しくは加盟文書の寄託の際に、本憲章が適用される地域を特定することができる。いくつかの地域を除外することを正当化する特別の理由及びそれらの編入予定は、国連事務総長に示さなければならぬ。</p> <p>2 すべての締約国は、時期にかかわらず、その宣言により本憲章の適用を除外された地域について、国連事務総長に対する宣言により適用を拡大することができる。その地域については、本憲章は事務総長が当該通知を受理した日から 30 日後に効力を発する。</p> <p>3 前 2 項に基づき行われたすべての宣言は、その宣言により特定されたすべての地域について、事務総長に通告することにより撤回することができる。撤回は事務総長が通告を受理した日から 30 日後に効力を発する。</p>
<p>第 17 条 破棄通告</p> <p>〈1〉 いかなる当事国も、憲章が発効した日から 5 年を経過したとき、この憲章の破棄を通告することができる。ヨーロッパ評議会の総務局には、6 か月前に予告しなければならない。破棄通告により当事国の数が 4 を下回っても、他の当事国との関係において、憲章の効力に影響はない。</p> <p>〈2〉 いかなる当事国も、その拘束される条項の数と種類が第 12 条第 1 項の規定に一致するならば、前項の規定に従って、その承認した第 1 部のいかなる条項をも破棄通告することができる。条項の破棄通告により、もはや第 12 条第 1 項の要件を満たさなくなった等事項は、憲章自体をはき通告したものとみなされる。</p>	<p>第 21 条 廃棄通告</p> <p>締約国は、国連事務総長への書面による通告により、本憲章の廃棄通告を行うことができる。廃棄通告は、事務総長が通告を受理した日から 30 日後に効力を発する。</p>
<p>第 18 条 通告</p> <p>ヨーロッパ評議会の総務局は、評議会加盟国に、以下の条項を通告する。</p> <p>(a) 一切の署名</p> <p>(b) 一切の批准書、承認書および裁可書の寄託</p> <p>(c) 第 15 条に基づく一切の本憲章発効期日</p> <p>(d) 第 12 条第 2 項および第 3 項により規定された一切の通告</p> <p>(e) 第 13 条により受理された一切の通告</p> <p>(f) この憲章に関連する他の一切の行為、通告または情報</p>	<p>第 22 条 通告</p> <p>国連事務総長は、本憲章の受託者として任命される。国連事務総長は、国連加盟国に対し以下の事項を通告する。</p> <p>a) すべての署名</p> <p>b) すべての批准又は加盟文書の供託</p> <p>c) 19 条に基づき本憲章が効力を発するすべての日付</p> <p>d) 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用について受理するすべての通告</p> <p>e) 第 15 条及び第 20 条の規定の適用について受理するすべての通告</p> <p>f) 本憲章に関するすべての行為、通告及び連絡</p>
	<p>第 23 条 認証謄本</p> <p>本憲章のアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文はすべて等しく真正であり、その原本は国連事務総長に供託される。</p> <p>その証拠として、以下の全権大使は、各政府から正当に権限を与えられて、本憲章に署名した。</p>

(出所) 地方六団体 地方分権推進本部『「地方分権時代の条例に関する調査研究」の中間まとめⅡ』、平成 15 年 3 月

3.2 自治基本条例の事例比較から

(1) 自治基本条例の規定内容にみる類型と視点

既に述べた通り、ニセコ町をはじめとして、今日では多くの自治体で自治基本条例が制定されはじめており（横須賀市都市政策研究所「自治基本条例制定状況調査結果報告書」参照）、その内容についてはニセコ町の条例を通じて概ね理解することができる。それ以外の主な事例については、巻末の参考資料（資料1）に掲載している。

ところで、これらの規定内容を体系的に整理していくと、「理念・原則に関すること」・「プレイヤーとその権利・役割・責務に関すること」・「手続保障に関すること」・「その他」といったようにその内容を大別することができる（図表3-2）。

さらに、いずれの項目（内容）に重点を置くかによって、同じ自治基本条例という名称を關していながらも、「自治基本条例」「住民参加条例」「理念条例」のようにタイプ別に分けることができる（これについては第4章にも関連するので、合わせて参照されたい）。また、ここでは行っていないが、規定する範囲（対象）や効力の程度に応じて各条項をさらに「総則的規定」・「実施規定（実体規定）」・「関連規定」などといったように区分することも可能である。

こうした区分によって自治基本条例およびそれに類する事例を整理・比較することにより、その自治体が独自に盛り込んだ視点や、あるいはこれまで議論されてこなかった新たな視点を理解することができよう。

なお、事例の条文については巻末の参考資料（資料2）においていくつか整理し、地方自治法と各条例を対比している。また、上越市の検討の参考となるよう、合わせて合併前の上越市と旧13町村)の政策的条例を取り上げ、それらと自治基本条例の内容を対比させた資料も掲載している（資料3）。

図表 3-2 自治基本条例の規定内容の分類と比較（平成 16 年 1 月現在）

		理念・原則		プレイヤーと権利・役割・責務						手続保障				その他			
		① 理念・目的	② まちづくりへの参加の推進	③ まちづくりにおける協働の原則・過程	④ 政策の基本原則・方針	⑤ 行政（首長）・議会の役割と責務	⑥ 市民の権利と責務	⑦ 事業者の権利と責務	⑧ コミュニティとまちのかかわり	⑨ 市民活動団体への支援とその責務	⑩ 情報公開・共有等	⑪ ハブリンクコメント等	⑫ 住民投票・市民投票	⑬ 財政 情報の公開・共有	⑭ 行政評価	⑮ 総合計画制定等における市民参加や委員公募	⑯ 自治体外部との連携
A 自治基本条例	制定済み	○北海道ニセコ町「ニセコ町まちづくり条例」(13.4.1)	●	●	●	●	●			●		●	●			●	●
	○兵庫県宝塚市「宝塚市まちづくり基本条例」(14.4.1)	●	●		●	●	●			●		●	●	●	●	●	
	○兵庫県生野町「生野町まちづくり基本条例」(14.6.1)	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	
	○福島県会津坂下町「会津坂下町まちづくり基本条例」(15.4.1)	●		●		●	●										●
	○埼玉県鳩山町「鳩山町まちづくり基本条例」(15.4.1)	●	●	●	●	●	●			●	●	●			●		●
	○東京都清瀬市「まちづくり基本条例」(15.4.1)	●	●	●	●	●	●			●	●						●
	○石川県羽咋市「まちづくり基本条例」(15.4.1)	●		●		●	●			●							●
	○東京都杉並区「杉並区自治基本条例」(15.5.1)	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
	○新潟県柏崎市「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」(15.10.1)	●		●		●						●					●
	○新潟県吉川町「吉川町まちづくり基本条例」(15.10.1)	●		●		●	●			●		●	●	●			●
○兵庫県伊丹市「伊丹市まちづくり基本条例」(15.10.1)	●				●	●			●	●	●					●	
A 自治基本条例	検討中等	○北海道白老町「住民参加条例」(14~)															
	○北海道苫小牧市「苫小牧市まちづくり基本条例」(15.10~)																
	○北海道千歳市「自治基本条例」(16 制定予定)																
	○北海道登別市「登別市まちづくり基本条例」(16.3 未素案報告予定)																
	○岩手県宮古市「自治基本条例（仮称）」(16 制定予定)																
	○新潟県糸魚川市「自治基本条例」（議員発議→不成立）																
	○群馬県「群馬県自治基本条例（素案）」(8)	●					●										●
	○埼玉県久喜市「久喜市自治基本条例（仮称）」	●		●						●	●						●
	○東京都文京区「文京区区民憲章（自治基本条例）の制定に向けて」																
	○東京都東久留米市「東久留米市基本条例（仮称）研究会」	●		●		●	●		●			●	●	●			●
	○東京都多摩市「市民自治基本条例策定」(15.4.1)	●	●	●		●	●		●	●	●						●
	○東京都国分寺市「国分寺市自治基本条例」(14.7~)																
	○神奈川県愛川町「愛川町自治基本条例」(16.9 制定予定)	●		●		●	●			●	●	●	●	●	●		
	○神奈川県横須賀市「（仮称）横須賀市まちづくり基本条例」																
	○神奈川県大和市「自治基本条例をつくる会」																
	○静岡県静岡市「静岡市自治基本条例の検討」(17.4.1 制定目標)	●		●		●	●			●			●	●	●	●	●
	○静岡県伊東市「自治基本条例」(13.9 議員発議→不成立)	●		●		●	●			●		●					●
	○大阪府岸和田市「（仮称）岸和田市自治基本条例策定に向けて」	●	●	●		●	●		●			●					
	○香川県善通寺市「自治基本条例原案策定ワークショップ」																
	○香川県丸亀市「自治基本条例」																
○高知県「高知県自治基本条例（仮称）案」(12)	●		●						●				●			●	
○熊本県熊本市「熊本市自治基本条例」(15.9~)																	
B 住民参加条例	制定済み	(▼まちづくり条例・協働条例)															
	○長崎県小長井町「小長井町まちづくり町民参加条例」(12.7.1)	●	●			●	●			●		●					
	○北海道幕別町「幕別町まちづくり町民参加条例」(13.1.1)	●	●			●	●			●							
	○岡山県岡山市「岡山市協働のまちづくり条例」(13.4.1)	●				●	●			●							
	○熊本県菊池市「菊池市まちづくり基本条例」(14.4.1)	●				●	●	●	●	●		●				●	●
	○青森県倉石村「倉石村むらづくり基本条例」(14.11.1)	●	●	●	●	●	●			●							
	○徳島県由岐町「由岐町地域づくり推進条例」(15.4.1)	●		●		●	●	●		●	●	●	●	●	●		
	○兵庫県伊丹市「伊丹市まちづくり基本条例」(15.10.1)	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●			
	○高知県高知市「まちづくり一緒にやろうや条例」																
	(▼市民参加条例)																
○東京都中野区「中野区教育行政における区民参加に関する条例」(9.3.26)	●		●		●	●											

	○大阪府箕面市「箕面市市民参加条例」(9.4.1)	●	●	●												●							
	○北海道猿払村「猿払村村民参加条例」(13.4.1)	●	●		●	●					●					●							
	○北海道石狩市「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」(14.4.1)	●	●	●												●							
	○兵庫県宝塚市「宝塚市市民参加条例」(14.4.1)	●	●		●	●					●					●							
	○北海道旭川市「旭川市市民参加推進条例」(14.7.4)	●	●		●	●					●	●	●									●	
	○東京都西東京市「西東京市市民参加条例」(14.10.1)	●	●		●						●											●	
	○長野県高森町「町民参加条例」(15.4.1)																						
	○鹿児島県鹿児島市「市民参画を推進する条例」(15.6.1)	●	●	●	●	●					●					●							
	○京都府京都市「京都市市民参加推進条例」(15.8.1)	●	●		●						●	●	●										
	(▼NPO支援(市民活動支援)条例)																						
	○東京都板橋区「東京都板橋区ボランティア活動推進条例」(9.4.1)	●									●												
	○宮城県仙台市「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」(11.6.3)	●			●	●	●				●												
	○大阪府箕面市「箕面市非営利公益市民活動促進条例」(11.10.1)	●			●	●	●				●												
	○神奈川県横浜市「横浜市市民活動推進条例」(12.7.1)	●	●		●																		
	○北海道「北海道市民活動促進条例」(13.3.30)	●			●	●	●				●	●											
	○静岡県蒲原町「NPO活動推進条例」(13.4.1)	●			●	●	●				●												
	○大阪府池田市「池田市公益活動促進に関する条例」(13.4.2)	●				●	●				●												
	○神奈川県横須賀市「市民協働推進条例」(13.7.1)	●	●		●	●												●					
	○神奈川県藤沢市「藤沢市市民活動推進条例」(13.10.1)	●		●	●						●	●											
	○東京都杉並区「東京都杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」(14.4.1)	●			●	●	●				●												
	○愛知県犬山市「犬山市市民活動の支援に関する条例」(14.4.1)	●				●	●				●												
	○大阪府吹田市「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」(14.4.1)	●				●	●				●												
	○大阪府狭山市「市民公益活動促進条例」(14.6.26)	●		●		●	●				●												
	○神奈川県大和市「新しい公共を創造する市民活動推進条例」(14.7.1)	●		●		●	●				●	●											
	○神奈川県平塚市「平塚市市民活動推進条例」(15.1.1)	●				●	●				●	●											
	○静岡県浜松市「浜松市市民協働推進条例」(15.4.1)	●	●		●	●	●				●												
	(▼住民投票・パブリックコメント手続条例)																						
	○愛知県高浜市「高浜市住民投票条例」(13.4.1)	●															●						
	○岡山県哲西町「住民投票条例」(13.7.1)	●															●						
	○神奈川県横須賀市「横須賀市パブリックコメント手続条例」(14.4.1)	●															●					●	
	○埼玉県新座市「新座市パブリックコメント手続条例」(14.7.1)	●															●						
	○群馬県境町「境町住民投票条例」(14.9.20)																						
	○埼玉県富士見市「市民投票条例」(14.12.20)																						
	○群馬県桐生市「桐生市住民投票条例」(15.7.1)																						
	○広島県広島市「広島市住民投票条例」(15.9.1)																						
	(▼行政運営条例)																						
	○埼玉県志木市「志木市市政運営基本条例」(13.10.1)	●		●							●	●											
	○北海道「道行政基本条例」(14.10)																						
	(▼その他)																						
	○神奈川県鎌倉市「鎌倉市市民活動センターの設置及び管理に関する条例」(10.5.1)																						
検討中等	(▼市民参加条例)																						
	○新潟県紫雲寺町「町民参画基本条例(案)」	●	●	●	●	●					●					●							
	○東京都小金井市「小金井市市民参加条例(案)」	●	●	●	●	●					●	●	●	●									
	○神奈川県愛川町「住民参加条例(仮称)」(16.4制定予定)																						
	○愛知県豊田市「市民参加条例の検討」(15.7～)																						
	○兵庫県神戸市「市民参画条例(仮称)」																						
	○福岡県前原市「市民協働まちづくり推進条例」(16制定目標)																						
	○福岡県宗像市「市民参画条例」(18制定予定)																						
	(▼行政運営条例)																						
	○岩手県滝沢村「行政経営理念」																						
C 理念 策 案	○大阪府箕面市「箕面市まちづくり理念条例」(9.4.1)	●			●																		
	○神奈川県厚木市「厚木市まちづくり理念条例」(15.10.1)																						
	○大阪府吹田市「自治基本条例(試案)」		●								●	●											

注 1 制定済みの条例の括弧内は、条例の施行期日である。

2 検討中の条例は素案が公表されているものはその目的やタイプにより分類し、詳細が不明なものは条文の構成を示した。空欄は「検討中」以外の情報がないものを表す。

3 ここに示した住民投票条例は、「常設型」である。

出所 各自治体ホームページより上越市創造行政研究所作成

(2) 自治基本条例の枠組みから考えられる論点

これまでに示した視点以外にも、新たな視点となりうるものがある。例えば次に示すようなものであるが、これらについては既に条例として定めている自治体（例えば「常設型の住民投票条例」は愛媛県高浜市や広島県広島市をはじめいくつかの自治体で制定されている）もある。これについては、「4.3 地方自治に関連する条例の最前線」を合わせて参照されたい。

図表 3-3 自治基本条例における論点整理

自治基本条例の構成	論点	内容
1. 題名（名称）	題名を付する際の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ①簡潔であること、 ②題名からその内容が推察でき、他の条例や規則との紛れが生じないこと。 例えば、ニセコ町の場合は「住民自治＝まちづくり（ソフト＋ハード）」とのとらえ方。
2. 前文・目的・定義	前文	<ul style="list-style-type: none"> 住民自らの自治宣言（例：「住民の・住民による・住民のための自治運営」） 言葉・用語の定義
3. 地域自治 （基本理念・基本原則）	地域自治における運営原則等	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の運営原則（例：「最小の経費で最大の効果」） 参加の大前提としての情報共有の原則など
	まちづくりの規範や目標等	<ul style="list-style-type: none"> めざすべき自治体のすがたなど
4. 住民 （住民の権利・義務）	情報公開、知る権利	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開、情報提供、情報共有 個人情報の保護 会議（審議会等）の公開
	住民の権利、義務	<ul style="list-style-type: none"> 住民は主権者として行政参画の権利を有する（とともに、同程度の義務を負う） 住民は納税の義務を負う。税の用途について自治体に報告を求め監視する権利をもつ。
	住民の行政参加	<ul style="list-style-type: none"> 住民の行政参加の促進 総合計画等の策定における住民参加（住民参加のもとでの総合計画策定および定期的な見直しと行政評価） 附属機関等への参加
	男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画
	子ども・青少年の参加	<ul style="list-style-type: none"> 参加年齢の引き下げ（住民投票や各種審議会への参加要件、各種調査の対象等）
	住民投票	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票の年齢 住民投票のテーマ（常設型か条例型か） 住民投票のタイプ（考え方の例） タイプ1：投票結果を長や議会が尊重する諮問的な制度 タイプ2：項目を定めて、それについての意思決定を住民投票で行う決定型の制度 タイプ3：首長ないし議会での決定を「案」として住民投票に付し、過半数の支持を得て初めて成案とする、審査型の制度投票に付すべき項目の列記
	事業者の権利と責務の規定	<ul style="list-style-type: none"> 法人企業、学校等の地域の担い手としての位置付け
コミュニティやNPOなど	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手としてのコミュニティやNPOなどの位置付け 	
5. 議会 （議事機関のしくみと運営）	期待されている議会像	<ul style="list-style-type: none"> 議会の情報公開、議会の活性化など
	議会運営	<ul style="list-style-type: none"> 議会と住民の関係、住民の声の反映、議員の多選制限、議会の機能強化など
6. 執行機関 （執行機関のしくみと運営）	首長の地位や権限	<ul style="list-style-type: none"> 首長の責務など
	首長の多選禁止	<ul style="list-style-type: none"> 多選制限条項の是非
	自治体組織、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制のあり方 公共サービスの供給主体の多様性に伴う行政サービスの見直し
	職員のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 職員の責務、意識改革や人材育成
	行政の透明性の確保と住民への説明責任	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価とその結果公表の義務付け（および人事、予算、実施計画との連動） 説明責任（アカウンタビリティ）の確保 意見、要望、苦情等への対応

	行政手続、行政救済制度についての住民の権利保障	・オンブズパーソン制度など
	意見の提出および募集	・パブリックコメント制度、町民コメント制度など
	住民との協働	・住民の参加、住民との協働の推進 ・しくみや支援方法など
	コミュニティやNPO など	・地域コミュニティをはじめとする公益的活動団体の意義と役割、支援、形成、育成など
7. 財政	財政	・資源（予算や人員）の投入量、サービスの生産・供給量の明確化 ・自治体運営の民主制の確保（行政評価の実施と評価過程への参加保障）
	財政運営の基本原則	・効率的運営の原則（スクラップアンドビルド） ・公正確保の原則（情報提供、外部監査の実施、補助金等の見直し） ・健全性確保の原則（中長期視点からの計画的財政運営、受益と負担の関係に基づく公平性確保） ・財政秩序適正化の原則（独自の財政運営の実施、財政改革）
	バランスシートの作成・公表	・財務情報の整理・発信
	課税の原則	
8. 国・自治体間の連携・協力	自治体間での連携（広域連携）	・近隣自治体との連携など
	国際間での連携（国際交流）	・姉妹都市との交流など
9. 条例の位置付けおよび改正手続の規定	位置付け（最高法規性の規定）	・他の各種条例の上位に位置付けられる最高法規性の明示 ・他の条例の制定・改正の際には、本条例との整合を図ることを定める
	改正手続（この条例の検討および見直し）	・ニセコ町の場合、「4年を超えない期間ごとに検討」と規定、「育てる条例」として位置付け

（出所）佐々木信夫『自治体の「改革設計」』を参考に作成

3.3 地方自治に関連する条例の最前線から

近年、条例制定権の拡充も手伝って、自治体が独自の政策目的の達成や政策課題の解決のために条例を制定する例が増加している。

そもそも条例は、自治体の個別事務の基準や手続きを定めるものであり、これにも、独自に事務を創設してその基準を定める「自主条例」と、法令に基づく事務の基準等を定める「法令事務条例」がある²⁸。自主条例は、情報公開条例や男女共同参画条例など、自治体独自の政策課題に関するいわゆる政策的条例であるのに対し、法令事務条例には、都市計画条例や介護保険条例など法律に基づく事務の運用基準を定めたものなどが該当する。前者の自主条例には地方自治に関連する条例も含まれ、自治基本条例はその一つに数えることができる。

ここでは、そうした自主条例の制定動向から、自治基本条例に関連する新たな視点を提示する。なお、当然ながらこれらの視点（条項）が直接的に自治基本条例に関連しない場合もあり、その際は盛り込まれないことになるが、自治基本条例を考える時には参考となる視点や考え方であることに違いはない。

(1) 市区町村における特徴的な条例（自治基本条例に関連する条例）

近年、市区町村において制定された条例の内容は実にさまざまである。その調査結果が地方六団体によって公表されている（平成14年11月1日現在、図表3-4）。

図表 3-4 自治体の条例制定状況（平成14年11月現在）

分野	都道府県	市区町村	計	分野	都道府県	市区町村	計
行政全般	15	49	64	環境	25	76	101
基本理念	1	2	3	基本理念	0	16	16
倫理	0	7	7	自然・緑地保護	8	11	19
情報公開	4	20	24	公害防止・生活環境	5	10	15
個人情報保護	4	11	15	廃棄物処理・リサイクル	2	10	12
通則・その他	6	9	15	まち・環境美化	4	19	23
議会	1	4	5	土砂採取・埋立て	1	5	6
住民参加	2	16	18	放置規制等	5	5	10
住民活動	1	12	13	福祉・生活	10	52	62
住民参加	1	2	3	基本理念	0	1	1
住民投票	0	2	2	福祉サービス	1	11	12
権利・人権	13	34	47	生活・安全	7	21	28
権利・人権	1	6	7	青少年	0	1	1
男女共同参画	12	25	37	保健・衛生	2	18	20
オンブズパーソン	0	3	3	税等	8	17	25
まちづくり	10	49	59	税	8	2	10
基本理念	0	2	2	手数料	0	2	2
開発等	6	24	30	公共物管理	0	13	13
建築・風俗規制	0	10	10	その他	5	8	13
町並み・景観・アメニティ	3	12	15	教育・文化	4	4	8
バリアフリー	1	1	2	その他	1	4	5
産業	6	16	22	合 計	95	321	416
基本理念	2	0	2				
農林水産漁業振興	2	3	5				
商工振興	2	6	8				
起業・ベンチャー・創造的活動等支援	0	6	6				
中小企業支援	0	1	1				

(注1) 基本理念欄は、当該分野全般にわたる基本理念を定める条例を掲げている

(注2) 本調査は、平成12年4月1日以降から調査日までの期間に制定・改正された条例についてまとめたもの

(出所) 地方六団体 地方分権推進本部『「地方分権時代の条例に関する調査研究」の中間まとめⅡ』、平成15年3月、P.73

²⁸ 磯崎初仁「条例づくりの基礎知識(①)」『ガバナンス』、2004年9月号、p.124

それらの性格は、①規制的な内容の要綱等を条例化したもの、②従前「機関委任事務」とされていた分野で制定された条例、③地方分権推進の取り組みを契機に制定された条例、④政策性が高く独創性に富んだ内容を示すもの、と4つに区分することができる（区分は各自治体の回答による）。

そのなかでも④に属する政策性が高い条例を中心に、一覧に再編集したものが図表3-5である。分権改革開始以降、各自治体における独自の政策推進に沿って制定された条例は地方自治の新たな動向であると言え、そこから自治基本条例における新たな視点を読み取ることができる。

図表3-5 市区町村における条例制定動向（平成15年9月現在）

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
行政全般／基本理念	志木市 (埼玉県)	市政運営基本条例	H13.10.1	H13.10.1	まちづくりは市民が主体となって市と協働して推進することを基本理念とし、市民によるまちづくり活動、市民との情報共有、市民の市政への参画を規定。
	志木市 (埼玉県)	市民との協働による行政運営推進条例	H15.3.28	H15.6.1	先進的な事例である市民との協働による行政運営を展開していく上での基本的事項を定めている。
	杉並区 (東京都)	杉並区自治基本条例	H14.12.3	H15.5.1	・自治基本条例という名称での制定は全国初。 ・自治の理念、区政運営の根拠を明確にするとともに、区民・事業者の権利と義務、区議会・区の責務を規定。 ・区民参画の手法として、住民投票、区民意見の提出手続（パブリックコメント）等を規定。
	厚木市 (神奈川県)	厚木市まちづくり理念条例	H15.3.31	H15.10.1	本市のまちづくりについて、理想とする目標やあるべき姿を明記し、市民自らが考え、行動する市民主体のまちづくり、福祉と健康のまちづくり、環境にやさしいまちづくりなど、まちづくりの理念や方針を規定している。
	柏崎市 (新潟県)	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例	H15.3.20	H15.10.1	自治基本条例として、新潟県では、吉川町とともに、県内で初めて制定。柏崎市における「まちづくりの基本理念」「市民・コミュニティ・市の役割」「議会・執行機関の責務」「情報の共有」「市民の市政への参加と協働の仕組み」などを定め、柏崎市の「憲法」ともいえる条例。前文において、「柏崎市の最高規範」と規定している。
	浜北市 (静岡県)	浜北市民基本条例	H15.6.24	H15.7.1	主役である「市民」を中心にして取りまとめた。 住民自治組織の活動への参加について努力義務を明示した。 住民投票制度、名誉市民を盛り込んだ。
	伊丹市 (兵庫県)	伊丹市まちづくり基本条例	H15.3.27	H15.10.1	「熟議」をまちづくりの基本とした上で、「対話の場の設置」を規定したこと
	松山市 (愛媛県)	松山市節水型都市づくり条例	H15.7.4	H15.8.1	豊かで潤いのある地域社会の実現を目指し、基本理念に基づき、市及び市民・事業者が互いに連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことを明文化するものである。
行政全般／倫理	日野市 (東京都)	日野市被害者、遺族等支援条例	H15.6.27	H15.7.1	不慮の事件や災害に巻き込まれ、又は善意の第三者として被害にあったために人生設計の変更を余儀なくされた市民の精神的負担を軽減し、これらの者が自立した社会生活を営むことができるように、支援することを目的とする。（第1条）etc.
	七尾市 (石川県)	七尾市職員倫理条例	H14.9.27	H14.12.1	特別職も対象とした
	武生市 (福井県)	武生市職員倫理条例	H15.3.28	H15.4.1	・利害関係者との間における禁止行為を規定 ・市民及び事業者等の責務 ・管理職員は部下職員への相談や指導監督を規定 ・任命権者の責務 ・贈与等の場合の報告義務の明文化 ・倫理審査会の設置を規定 ・法第3条第3項第1号に規定する特別職の職員及び教育長は、倫理原則（第3条）ならびに職員の責務（第4条第1項及び第2項）の規定を遵守しなければならない
	武生市 (福井県)	武生市議会議員政治倫理条例	H15.3.28	H15.4.1	・議員の責務 ・政治倫理基準の遵守（寄付行為・市の請負に関する遵守事項） ・市民の責務、市民の調査請求権 ・武生市議会議員政治倫理審査会の設置 ・審査結果の報告、公表
	岐阜市 (岐阜県)	岐阜市職員倫理条例	H13.6.29	H13.6.29	・贈与等報告書の提出義務者を一般職員全員としている。（第5条第1項、規則第9条第1項） ・倫理行動基準の中で「政治的中立性を保持すること」（規則第2条第3号）とし、「職務上の地位を利用した選挙運動等」を禁止行為（規則第4条第12号）としている。
	近江八幡市 (滋賀県)	近江八幡市コンプライアンス条例	H13.3.28	H13.7.1	民間企業では導入されているコンプライアンス制度を行政に導入したのは全国初。 市長等を含む職員の業務遂行における法令遵守体制に関して必要な事項を定め、公正な職務の遂行を確保するために、必要な措置を講ずることにより公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とした条例。
	守山市 (滋賀県)	守山市職員倫理条例	H15.9.22	H15.10.1	・滋賀県下では近江八幡市のコンプライアンス条例に次いで2例目。 ・既存の職員倫理規程を廃止し、条例化しようとするものである。

大分類/ 小分類	自治体名	条 例 名	公 布 年月日	施 行 年月日	特 徴 的 な 規 定
行政全般/ 倫理	亀岡市 (京都府)	亀岡市職員倫理条例	H14. 12. 25	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等からの不当要求に対する措置として、その要求の内容について報告することを明文化(第4条) 市民及び事業者等の責務として、職員に公正な職務の遂行を損なうような行為を求めないよう規定(第5条) 官公庁等の職員との接触に当たっての禁止事項を明文化(第7条) 違反行為に対する措置(処分)を明文化等(第9条)
	長門市 (山口県)	長門市政治倫理条例	H14. 12. 25	H14. 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> 議員立法による条例 倫理審査会の設置を規定 市民にも市政に対する責任を求めた 市民の調査請求権 政治倫理基準の具体化 審査会調査結果の公表 議員の税等の納付状況の報告義務を明確化 市民への説明会の義務づけ
	徳島市 (徳島県)	徳島市常勤の特別職の職員の倫理に関する条例	H14. 9. 27	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 適用範囲は、市長、助役、収入役、公営企業の管理者及び常勤の監査委員としている。 市長、特別職の職員の倫理原則を規定している。 贈与等報告書の提出を義務づけている。
	徳島市 (徳島県)	徳島市職員倫理条例	H14. 9. 27	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 職員が常に認識しておかなければならない「基本的心構え」や「基本原則」、「職員が遵守すべき原則」を定めている。 倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、体制の整備を行うために倫理監督職員を置く。 贈与等報告書の提出を義務づけている。 倫理審査会を設置している。 条例に基づく規則においては、利害関係者、禁止行為、禁止行為の例外、贈与等の報告等について規定している。
	河合町 (奈良県)	政治倫理条例	H14. 12. 16	H15. 4. 1	議員だけでなく町理事者(町長、助役、収入役、教育長)も対象としている。
行政全般/ 行政手続	石狩市 (北海道)	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	H13. 9. 27	H14. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 行政活動を行う際、広い範囲において事前に市民参加を経た手続きを取ることを市に義務付けている。(第5条第1項) (市民参加の主な対象範囲 一定の条例、規則等の制定改廃、市の計画の策定改廃、公の施設的设计概要決定等) 寄せられた意見については、真摯に検討し、その結果を公表することとした。(第7条) その他市民参加手続きの方法等詳細に規定した。
	豊栄市 (新潟県)	豊栄市行政手続条例	H8. 8. 1	H8. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続法第38条の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定める 行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、市民の権利利益の保護に資することを目的とする。
	富士市 (静岡県)	富士市行政手続条例	H10. 3. 24	H10. 10. 1	行政指導が市民生活の安全性の確保、自然環境等の保全、災害の防止その他公益上重要な事項を目的とするものであるときは、当該行政指導の相手方は、その趣旨及び内容を尊重するよう努めなければならないとし、行政指導に従わないことが公益を著しく害すると思われるときは、当該行政指導を継続することができると規定した。(第32条)
	木更津市 (千葉県)	木更津市情報基本条例	H15. 3. 21	H15. 4. 1	市が行う情報施策の基本となる事項(情報公開、情報公表、情報提供、会議公開、個人情報保護)及び実施するための基盤整備に関する規定を設け、情報公開の総合的推進を図るための基本理念を規定している。
	稲城市 (東京都)	情報公開条例	H14. 12. 27	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関/町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員 公文書の公開(公開できるもの、請求手続、公開義務等) 費用負担/写しの作成及び送付に要する費用 審査会への諮問/公開決定について、行政不服審査法による不服申し立てがあった場合稲城市情報公開審査会に諮問しなければいけない(例外規定あり)
	豊栄市 (新潟県)	豊栄市情報公開条例	H11. 12. 22	H12. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者 実施機関及び利用者の責務を規定 公開請求ができるものを市内に住所を有する個人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、これらのほか、実施機関が行う事務事業に、具体的な利害関係を有する個人及び法人その他の団体とした。これら以外のものからの請求についても公開について努力するものとした。
	豊栄市 (新潟県)	豊栄市個人情報保護条例	H11. 12. 23	H12. 4. 2	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者 実施機関、利用者及び事業者の責務を規定

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
行政全般／行政手続	松本市 (長野県)	松本市情報公開条例 (全部改正)	H13.12.20	H14.4.1	制度の全面見直しにより一層の情報公開を進め、市民参加による公正で開かれた市政を実現するため、全部改正したもの ・目的規定 市民の知る権利の尊重、市民に対する説明責任、市民の的確な理解と評価の下にある開かれた市政の推進 ・電磁的記録への対応 ・会議の公開 ・請求権者の拡大
行政全般／情報公開	中津川市 (岐阜県)	中津川市情報公開条例	H11.12.24	H12.4.1	・情報公開に関する必要事項 ・情報公開を求める権利の明確化 ・知る権利を具体的に保障 ・実施機関の責務 ・市民参加の市政の推進 ・市民の市政に対する理解と信頼 ・公正で開かれた市政の推進
	富士市 (静岡県)	富士市情報公開条例 (全部改正)	H14.12.6	H15.4.1	・「知る権利」の保障の明記する。 ・「公文書」の定義を実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、保有しているものとする。 ・請求権者の範囲を「何人も」とする。 ・市の出資法人についても当該出資法人の保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努力義務を定める。
	刈谷市 (愛知県)	刈谷市情報公開・個人情報保護審査会条例	H14.12.25	H15.4.1	刈谷市情報公開条例及び刈谷市個人情報保護条例により、その権限に属せられた事項を処理するために設置するもの。
	亀岡市 (京都府)	亀岡市情報公開条例	H12.7.5	H13.1.1	・「知る権利」の具体化を図り、市政運営の公開性を高め、市民への説明責任を全うされるようにするとともに開かれた市政の推進に資することを目的としている。(第1条) ・開示請求権の範囲を市民に限定せず、「何人も」としている。(第5条) ・出資法人への要請を規定している。(第20条) ・毎年1回、運営状況を公表する。(第21条)
	高槻市 (大阪府)	高槻市情報公開条例 (全部改正)	H15.7.16	H15.12.1	・条例の目的に市民の知る権利と行政の説明責任を明記している ・情報公開の対象となる公文書に電磁的記録を含めている。 ・出資法人の情報公開に関する規定を設けた。
	三田市 (兵庫県)	三田市情報公開条例	H15.3.31	H15.10.1	・実施機関に出資法人である「三田市土地開発公社」と「財団法人三田市都市施設整備管理公社」を新たに加えた。また、市の出資比率25%以上の出資法人等についても、実施機関に準ずるものとして情報公開に努める責務を課した。 ・公文書の公開制度に加え、情報公開を総合的に推進するため、広く情報が提供、公表される仕組み(情報提供・公表制度)を設けた。 ・各種審議会等の会議は、原則公開とし、情報公開の総合的な推進の一環として会議の公開制度を設けた。
	岡山市 (岡山県)	岡山市情報公開条例 (一部改正)	H15.9.30	H15.11.4	条例を改正し、公文書の開示請求から閲覧までをホームページで可能にする。
	鳴門市 (徳島県)	鳴門市情報公開条例	H13.10.10	H14.4.1	すべての市の機関を条例の対象とした。 公文書の開示に係る手数料を無料とした。 市の出資する法人(1/2以上出資している法人)に対し、情報公開に関する努力義務を課した。
	関城町 (茨城県)	関城町情報公開条例	H11.12.22	H12.4.1	・条例の目的に「町政について町民に説明する責務」と「町政への町民参加を促進」の文言を明記し、町民が行政と情報を共有することにより、行政が選択する施策についての町民の理解を促すとともに、住民参加を促進し、自ら考え行動する町民と行政が協働して施策を推進することを定めている。(第1条) ・地方自治法上の執行機関(町長、各行政委員会及び委員)及び議決機関(議会)を実施機関としている。(第2条) ・非公開情報が記録されている場合であっても、公益上の理由による裁量的公開を定めている。(第12条) ・存否応答拒否を定めている。(第13条)
	山田町 (宮崎県)	山田町情報公開条例	H14.3.22	H15.4.1	電子文書まで対象としている。
行政全般／個人情報保護	木更津市 (千葉県)	木更津市個人情報保護条例 (一部改正)	H15.8.21	H15.8.21	個人情報保護条例に違反した取扱いをした職員、委託事業者等に対して罰則規定を設けている。
	府中市 (東京都)	府中市個人情報の保護に関する条例	H15.6.20	H15.8.1	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の罰則規定に準じて罰則を規定した。
	稲城市 (東京都)	個人情報保護条例	H15.7.1	H15.8.1	・実施機関のオンライン結合(実施機関の電子計算機と実施機関以外のものとの間の通信回線による接続により個人情報を実施機関のものが随時入手しうる状態)を審議会の意見を求めることなく行うことを禁とする規定 ・何人も実施機関に対し、謝っている自己情報の訂正、条例に反して収集されたものの削除、条例に反して行われた目的外利用、外部提供中止を請求する権利を認める規定 ・個人情報処理業務の外部委託に係る受託者に対する罰則規定を置いた

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
行政全般／個人情報保護	福井市 (福井県)	福井市個人情報保護条例	H14. 10. 1	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関、事業者及び市民の責務について規定している。 ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び任意代理人も個人情報の開示請求ができることについて規定している。 ・個人情報の開示及びその訂正の請求に必要な事項について規定している。 ・個人情報条例に反する取扱いをされたと思料する者は是正申出ができる旨定めている。
	中津川市 (岐阜県)	中津川市個人情報保護条例	H11. 12. 24	H12. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する適正な取扱い ・市政に対する理解と信頼 ・基本的人権の擁護
	刈谷市 (愛知県)	刈谷市個人情報保護条例	H14. 12. 25	H15. 4. 1	<p>個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めた。 ・実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにした。 ・オンライン結合による個人情報の提供の制限を設けた。 ・実施機関が保有する個人情報の是正の申出に関する規定を設けた。 ・個人情報の漏えいに対して罰則規定を設けた。
	亀岡市 (京都府)	亀岡市個人情報保護条例	H12. 9. 29	H13. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳の確保を基調として、自己情報のコントロール権を明らかにし、個人の権利利益の保護、基本的人権の擁護に資することを目的としている。(第1条) ・個人情報の収集の範囲、方法及び目的外利用、外部提供に制限を設けている。(第8、第9、第10条) ・毎年1回運営状況を公表する。(第28条)
	高槻市 (大阪府)	高槻市個人情報保護条例(一部改正)	H15. 7. 16	H15. 7. 16	電子計算組織のオンライン結合により、国等に市民の個人情報を提供する場合において、漏洩や不正利用の疑いがあるときは、市は国等に報告を求め、必要な保護措置を講ずる規定を新設した。(第12条の2)
	岡山市 (岡山県)	岡山市個人情報保護条例(一部改正)	H15. 7. 15	H15. 10. 1	個人情報のより適正な維持管理を図るため、職員又は受託業務に従事している者に対し罰則規定を設けた。国の法律と異なり、「個人の秘密に属する事項」との限定がない。
	長門市 (山口県)	長門市個人情報保護条例	H15. 10. 1	H16. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・市の保有する個人情報の開示、訂正及び削除並びに利用停止、消去及び外部提供の停止を求める権利を保障 ・審査会の設置(審議会の機能を併せ持つ) ・公文書中に、電磁的記録を含む ・市長の助言等において、報道機関等の適用除外規定を設けた ・利用停止に関する条項を規定 ・罰則規定を設けた
	古賀市 (福岡県)	古賀市個人情報保護条例	H14. 10. 4	H15. 4. 1	死者の個人情報の開示について設定している。(条例第12条第2項第1号～第5号)
	関城町 (茨城県)	関城町個人情報保護条例	H15. 6. 17	H15. 8. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の目的で「個人の人格尊重の理念」によるプライバシーの権利を保護するとともに、「自己の個人情報の開示請求等の権利を保障し」、自己情報のコントロール権に基づいた積極的・能動的な個人の権利利益を保護することを定めている。(第1条) ・地方自治法上の執行機関(町長、各行政委員会及び委員)及び議決機関(議会)を実施機関としている。(第2条) ・基本的制限〔思想、信条、又は宗教等の要注個人情報は、原則として取り扱ってはならない。〕(第6条)、収集の制限(第8条)、利用及び提供の制限(第9条)、電子情報処理組織による接続の制限(第11条)、委託に伴う措置(第12条)について定めている。 ・特に電子情報処理組織による接続の制限については、例外規定により電子情報処理組織の接続を行っている場合において、個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、接続先機関に対して報告を求め、必要な調査を行い、その結果漏えい等がある場合は、必要な措置(接続の停止等)を講じなければならないことを定めている。 ・自己情報の開示請求権(第13条)、訂正請求権(第21条)、削除請求権(第24条)及び利用中止請求権(第25条)について定めている。
行政全般／通則その他	志木市 (埼玉県)	行政評価条例	H14. 6. 24	H14. 7. 1	行政主体の評価からの脱却は全国自治体初 行政評価に関する条例制定は全国市町村初 市民評価を明らかにし、自己評価をもとに第三者機関として設置する「志木市行政評価委員会」が政策等を評価する。委員会の評価を経た上で市長が総合評価を行い、評価結果をわかりやすく公表し、評価結果に対する市民意見を評価に反映させるマネジメント・サイクルを構築する。
	志木市 (埼玉県)	公共事業市民選択権保有条例	H14. 6. 24	H14. 10. 1	全国初の導入 1億円以上の公共事業はすべて予算化する前に計画を公表し、市民の意見を反映させた後に、審査会の意見を踏まえた上で事業の実施を決定する。
	豊栄市 (新潟県)	豊栄市公益法人等への職員の派遣等に関する条例	H14. 3. 29	H14. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣の対象から除く職員等を規定した。 ・派遣職員の給与に関して規定した。 ・職務復帰した派遣職員の給料月額、昇給期間等の特例措置を規定した。 ・職務復帰した派遣職員の退職手当条例の特例措置を規定した。
	豊栄市 (新潟県)	福島潟自然文化基金条例	H12. 3. 31	H12. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の基金条例スタイル ・基金を用いて自然文化活動事業の推進に必要な経費に充てる

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
行政全般／ 通則その他	高槻市 (大阪府)	高槻市外部監査契約に基づく監査に関する条例	H14.12.20	H15.4.1	包括外部監査契約に基づく監査に加え、個別外部監査契約に基づく監査を規定
	観音寺市 (香川県)	観音寺市情報の安全処理に関する条例	H15.10.1	H15.10.1	情報セキュリティポリシーを条例として制定。
	寺井町 (石川県)	常勤の特別職の給与の特例に関する条例	H14.12.19	H15.1.1	○一般職の職員の給与月額を引き下げるという人事院勧告を完全実施することにかんがみ、常勤の特別職の職員等について、給料月額を一定期間減額するもの。 ・特例期間：H15.1.1からH16.3.31まで ・減額：町長3万、助役2万、収入役及び教育長1万5千円
住民参加／ 住民活動	宇都宮市 (栃木県)	宇都宮市市民活動助成基金条例	H14.10.1	H14.10.1	市民活動団体の自立を促進し、市民活動の活発化を図ることを目的としたもの。
	流山市 (千葉県)	流山市民福祉活動事業運営資金貸付条例	H15.3.28	H15.4.1	・目的 特定非営利活動法人が新たな市民福祉活動事業を始めるに当たり必要な資金を貸し付けることにより、市民福祉の向上に寄与する。 ・基金 2000万円の貸付基金を設置 ・貸付対象経費 (1)光熱水費等の需要費(2)通信費等の役務費(3)使用料及び借上料(4)その他事業の運営に要する経費 ・貸付限度額 500万円 ・貸付利率 長期プライムレートの2分の1に相当する利率(固定) ・償還期間 3年以内
	大垣市 (岐阜県)	大垣市まちづくり市民活動育成支援条例	H15.3.28	H15.4.1	まちづくりにおける市民活動の推進に関する基本理念および施策の基本となる事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いによりパートナーとして役割を分担し、協働社会の推進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。 ・市民活動団体の登録(第9条) ・市民活動団体に対する、行政サービスへの参加機会の提供(第10条) ・市民活動への資金等の助成(第11条) ・市民活動支援センターの設置(第14条) ・まちづくり市民活動育成支援推進委員会の設置(第26条)
	浜松市 (静岡県)	浜松市市民協働推進条例	H15.3.25	H15.4.1	市民等の市政への参画(第9条)市民活動団体の市の業務への参入(第10条)市民協働推進基金の設置(第11条)市民協働推進委員会の設置等(第12条)
	高知市 (高知県)	市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	H15.4.1	H15.4.1	コミュニティ計画の策定 概ね小学校区を範囲として、市民を公募し市民参加で地域ごとのまちづくりの計画であるコミュニティ計画を策定する。(第15条)
	和光市 (埼玉県)	和光市市民参加条例	H15.10.3	H16.1.1	①市民政策提案手続(第9条第1項) 18歳以上の市民が、10人以上の連署により政策の提案ができる。 ②住民投票の請求(第14条第1項) 選挙権を有する者が、1000人以上の連署に条例案を添えて住民投票を行うことを請求できる。 ③市長が提案する住民投票(第15条第1項) 市長は、市の存立に係る事項について、市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことを議会に提案する。 ・基本理念に、積極的には発言しない市民、未成年、外国籍を有する者等の意向に配慮を明記した。(第3条) ・附属機関等の委員は原則30%以上を公募委員とし、男女の偏りがないよう配慮義務を設け、公募委員を置かない場合はその理由を明らかにしなくてはならないとした。(第9条) ・附属機関等の委員の兼任に制限を設けたほか、任期を原則3期までとした。(第12条) ・市の施策原案に対する市民の提言制度を設けた。(第15条) ・市は市政に関する住民投票を行うことができるとした。(第16条) ・市は、市民の日常的な協働のための活動拠点の設置に努めなければならないとした。(第18条)
	小金井市 (東京都)	小金井市市民参加条例	H15.6.26	H16.4.1 (予定)	・市民参加手続と市民協働支援の施策の推進を掲げた条例であり、二つの大きな項目を一本化し、実効性のある条例を目指した。 ・市民に参加の権利を示し、その範囲に満20歳以下の青少年も含むこと。 ・市民参加の手続の中に、審議会、パブリックコメント、公聴会、市民投票等様々な手法を定め、積極的に市民の参加を求める。 ・市民公益活動団体の支援と行政活動への参入の機会を明確に示し、市民協働を推進していく。 ・本条例が実行あるものとして活用されるよう、指針の検討、総合的評価、推進の検討と改善、条例の改正等を行う審議会の設置を定める。
	狛江市 (東京都)	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	H15.3.1	H15.4.1	・「市民意見提出手続制度」「市民説明会」等の市民参加手続を、明確にメニュー化している。(第7～24条) ・市民参加手続に、重要な案件を直接市民に問うための「市民投票」を設定している。(第23条)
	西東京市 (東京都)	西東京市市民参加条例	H14.10.1	H14.10.1	この条例は、市民活動を推進し、市民、市民活動団体、事業者および市の連携と協働による地域に求められている新しい公共サービスを創造するための基本理念および基本的事項を定め、多様な価値観を認め合う豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。(第1条)

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
住民参加／住民活動	浜北市 (静岡県)	浜北市パブリックコメント手続条例	H14.12.25	H15.4.1	個別に条例化したものとしては全国で3番目(横須賀市、新座市に次いで)
	上野市 (三重県)	上野市市民参加条例	H15.6.23	H15.6.23	市民の意見と創造性を市政に反映する仕組みづくりに努める規定を設けたこと。具体的には、市民団体との協働に努めること、パブリックコメント・住民投票の制度を設けることができること、などを定めている。
	広島市 (広島県)	住民投票条例	H15.3.20	H15.9.1	常設型住民投票条例は、政令市では、全国初。投票権を有する者を、広く設定している(年齢18歳以上の日本人と永住外国人で、3ヶ月以上広島市に居住している者)。
	岩国市 (山口県)	岩国市市政市民会議条例	H15.6.26	H15.6.26	既存の審議会を整理統合し、市の重要な政策については、専門的・技術的視野から判断するとともに、市民の視野に立って幅広く論議するため6分野からなる附属機関を設置する。また、市民からの政策提言や情報提供による政策の実効性の確保を図るため、委員の公募、男女構成比率を考慮するなど、市民の市政参画への仕組みづくりを行う。一方調査審議事項等の過程を原則公表し、市民と情報を共有するなど、開かれた市政の実現も図る。
住民参加／住民投票	尾西市 (愛知県)	尾西市が一宮市及び木曾川町と合併することの可否に関する住民投票条例	H15.9.17	H15.12.1	・投票資格者は、次のいずれかに該当する者 ①年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上、尾西市に住所を有する者 ②年齢満18年以上の永住外国人で、引き続き3箇月以上尾西市に住所を有する者 ・住民投票の投票者数が投票資格者数の2分の1に満たないときは、住民投票は成立しないものとし、開票作業その他の作業は行わない。
	桜島町 (鹿児島県)	桜島町の合併についての意思を問う住民投票条例	H15.7.2	H15.7.2	法定合併協議会の協議後、今回の合併について最終的な町民の意思を確認するための住民投票条例。 桜島町に3ヶ月以上住所を有する18歳以上の者(永住外国人を含む。)を投票資格者としている。 町民、町議会、町長とも投票の結果を尊重することとしている。
権利・人権／権利・人権	川崎市 (神奈川県)	川崎市民権オンブズパーソン条例	H13.6.29	H14.4.1	子どもの権利条例等に基づき、子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害について、簡易に安心して、人権オンブズパーソンに相談や救済の申立てができる制度を創設。
	多治見市 (岐阜県)	多治見市子どもの権利に関する条例	H15.9.25	H16.1.1	・子どもの権利に関する総合条例である。 ・子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために議会の同意を得て選任する子どもの権利擁護委員を設置する。 ・条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、子どもの権利委員会を設置する。 ・児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に基づき、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図る。 ・子どもの権利擁護委員の設置(子どもの権利侵害について、救済、回復支援のため議会の同意を得て3人以内を選任) ・子どもの権利委員会の設置(条例に基づく施策の推進と検証を行う。10人以内で組織)
	高槻市 (大阪府)	高槻市人権尊重の社会づくり条例	H13.3.28	H13.4.1	人権尊重の社会をつくるため、市民及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策に関し必要な事項を定め、すべての人の人権が尊重される社会をめざすことを明らかにしている。
	松山市 (愛媛県)	松山人権啓発施策推進条例	H15.3.24	H15.7.1	条例の骨子としては、全体的に3つ内容から構成されている。 ・第1章では、本市の人権啓発施策における基本姿勢や基本方針の策定、ならびに推進体制の整備等について規程。 ・第2章では、人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進に関する基本方針の策定に関する事項などについて専門的に調査審議する諮問的な機関の役割を担った人権啓発施策推進審議会の設置について規程。 ・第3章では、隣保館の設置や運営などについて規程
	奈井江町 (北海道)	子どもの権利に関する条例	H14.3.26	H14.4.1	子どもの権利に関する条例としては全道初。 「子どもの権利の尊重・保障」「子どもとの協働」「幸福に暮らせるまちづくり」を基本理念に条例を制定。
	権利・人権／男女共同参画	仙台市 (宮城県)	仙台市男女共同参画推進条例	H15.3.14	H15.4.1
白石市 (宮城県)		白石市男女共同参画社会推進条例	H14.6.21	H14.6.21	「男女共同参画相談支援センター」を新設し相談員を配置、DVの被害者救済に向け「緊急一時保護」を行うことなどを盛り込んだ。人口5万人に満たない都市で「緊急一時保護」まで行う自治体は少ない。 ・男女共同参画社会の実現に向け、市・市民・事業者の責務、教育の役割を規程 ・基本計画の内容などを調査審議する男女共同参画専門委員会の委員数は男女同数とする ・男女共同参画に関する民間活動の支援 ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰 ・男女共同参画相談支援センターに相談員を配置し、相談・苦情等の適切な処理を行う ・DV被害者を救済するため緊急一時保護を行う

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
権利・人権／男女共同参画	福島市 (福島県)	福島市男女共同参画推進条例	H14.12.27	H14.12.27	<ul style="list-style-type: none"> ・制定過程において、市民懇談会を設置し、フォーラムを開催して意見を集約した。 ・市民懇談会が、集約した意見を踏まえ、提言書を市長に提出した。 ・地域の特性を考慮し、農業をはじめとした自営業に従事する男女に対する情報の提供、支援について規定した。 ・市が行う保育、幼児教育、義務教育の場において、男女共同参画の理念を取り入れることを明記した。 ・市の審議会等の委員について、男女いずれかの人数割合で十分の四を下回らないよう規定した。
	宇都宮市 (栃木県)	宇都宮市男女共同参画推進条例	H15.6.27	H15.7.1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全市民的な取組を推進するため、市民、事業者、市、教育関係者の責務を定めた。(第4～7条) 2. 市民と行政との協働で推進するため、各活動分野(家庭・職場・教育分野・地域)における具体的な取組と、それに対して市は必要な施策を講じることを明確にした。(第3章) 3. 意識の啓発や醸成を図るためには、特に教育分野が重要であるため、教育関係者の責務や教育分野での取組を取り入れた。(第7条、第19条)
	さいたま市 (埼玉県)	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	H15.3.14	H15.4.1	<p>前文を設けた。</p> <p>公衆に表示する情報における差別的表現に留意しなければならない旨の規定を設けた。</p> <p>苦情処理委員を設置した。</p>
	市川市 (千葉県)	市川市男女平等基本条例	H14.12.20	H15.4.1	<p>本条例は議員提案により制定。特色としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女平等社会を実現していくための理念の中で、全体的なことを述べるに止まらず、実施主体を市・市民・事業者の3つに区分し、それぞれにおいて、「実現すべき姿」、「責務」を設定し、具体性をもたせたこと、それにより3者の明確な目標が掲げられている。特に「実現すべき姿」は基本理念を分かり易く表現した。 2. 「付属機関の積極的是正措置」を明文化し、男女いずれかの委員構成割合が40%未満にならないよう図っていく。(13条14条) 3. 「苦情処理」を設けたことにより、実際に市民が人権を侵害された場合、市長に苦情を申し出ることができることから、市民に使ってもらえる条例としての性格も有している。(第15条)
	足立区 (東京都)	男女共同参画社会推進条例	H15.3.20	H15.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・付属機関の男女構成比について、男女いずれの委員も4/10以上とするよう数値目標を明記して努力義務とした。 ・区、区民、事業者のほかに区民団体の責務を規定した。 ・区と契約を希望する事業者に対して、男女共同参画の推進に関する報告、協力を求めることができることとした。
	小金井市 (東京都)	小金井市男女平等基本条例	H15.6.26	H15.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等社会の実現を目的とし、男女共同参画に関する施策の推進を問題解決の手段と定義した。また、「市民」を「国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず」と広範囲に定義した。(第1条・第2条) ・メディアからの情報を読み解き、自己発信する能力の育成について、市及び教育機関の責務を明記した。(第9条・第12条) ・男女平等社会形成の現状・男女共同参画施策の実施状況について、年次報告を行うこととした。(第11条) ・市が、市単独の補助金交付を受けた者に対し、男女平等社会の形成に関する取組状況の報告を求め、助言を行うことができることとした。(第19条) ・ジェンダー統計の整備・作成を盛り込んだ(第20条) ・条例を実効性のあるものとするため、苦情処理窓口、男女平等苦情処理委員を設置することとした。(第24条・第25条)
	富山市 (富山県)	富山市男女共同参画推進条例	H15.3.28	H15.4.1	<p>条例に前文を設け、男女共同参画社会基本法を尊重すること、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく、男女の人権を尊重することなど、男女共同参画社会の理念を規定している。</p>
	高岡市 (富山県)	高岡市男女平等推進条例	H15.6.27	H16.1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等・共同参画を推進するための市、市民、事業者等の責務 ・性別による権利侵害の禁止等 ・基本的施策(行動計画の策定、推進体制の整備、拠点施設の設置等) ・苦情の処理(苦情処理機関の設置、苦情の申出等) ・男女平等推進市民委員会の設置
	七尾市 (石川県)	七尾市男女共同参画推進条例	H15.3.28	H15.4.1	<p>男女共同参画の推進に関して、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし(第1条)、推進に関する施策についての苦情や人権侵害等の事案についての申し出を処理する機関を設置(第15条)</p>
	福井市 (福井県)	男女共同参画社会をめざす福井市条例	H15.3.28	H15.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・前文において、市が男女共同参画の推進に積極的に取り組んできた歴史及び条例が制定された背景を明らかにしている ・男女共同参画の推進に当たり、その目指すべき姿及び市、市民、事業者等の責務について規定している。 ・性別による権利侵害の禁止及び防止並びに被害者の支援について規定している。 ・男女共同参画推進員、福井市男女共同参画審議会及び苦情処理機関の設置について規定している。
	甲府市 (山梨県)	甲府市男女共同参画推進条例	H15.3.26	H15.4.1	<p>条例全文に、男女共同参画社会の理念とその実現に向けた決意を盛り込んでいる。</p>

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
権利・人権／男女共同参画	長野市 (長野県)	長野市男女共同参画推進条例	H15. 3. 28	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・市、市民、事業者の責務を明確化 ・地域における男女共同参画の推進 ・教育における男女共同参画の推進 ・男女共同参画基本計画の推進 ・男女共同参画の推進に関する活動支援 ・男女共同参画の推進に対する市の施策に対する苦情に対応 ・性別による人権侵害を禁止する
	松本市 (長野県)	松本市男女共同参画推進条例	H15. 6. 26	H15. 6. 26	男女共同参画基本法の施行を受け、本市の男女共同参画を総合的、計画的に推進させるための基本理念等の規定を定め、総合的施策の確立を目指す。男女共同参画推進委員会等の規定を一本化
	上田市 (長野県)	上田市男女共同参画の推進に関する条例	H15. 3. 24	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進について、教育関係者の責務を規定している。(第7条) ・男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者に対する表彰の規定を設けた。(第19条) ・男女共同参画推進委員会の男女比の限度を条例で規定した。(第24条)
	大垣市 (岐阜県)	大垣市男女共同参画推進条例	H15. 3. 28	H15. 4. 1	<p>男女共同参画を計画的かつ総合的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念で、大垣市は外国人居住者が多いことから、在住外国人の理解を盛り込む。(第3条) ・市、市民、事業者は、それぞれの立場で、家庭、教育の場、地域、就業の場で実現すべき姿を明らかにする。(第4条) ・差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティックバイオレンスなどの禁止を掲げる。(第8条) ・審議会や委員会等の委員について、積極的格差改善措置により、男女の均衡を図る。(第21条) ・学校教育をはじめ、社会教育、保育において、市民および事業者の理解を深める。(第13条) ・施策に対する苦情、差別的取扱いの相談を受け付け、市の相談窓口と他の相談機関との連携を図って適切に処理する。(第17条) ・男女協働参画推進審議会では、プランの実施状況、進捗状況の評価審議を行い、提言すること。(第20条)
	浜松市 (静岡県)	浜松市男女共同参画推進条例	H14. 12. 17	H15. 4. 1	教育における男女共同参画への配慮(第8条)性別による権利侵害の禁止(第9条)公衆に表示する情報における人権の配慮(第10条)国際的な理解及び協力のための支援(第11条)苦情及び相談への対応(第16条)男女共同参画審議会(第17条)
	掛川市 (静岡県)	男女がともしつくる安心とゆとりの掛川条例	H15. 7. 1	H15. 7. 1	<p>平成14年7月に、市民委員11名で構成する検討委員会を発足させ、検討会6回及び市民アンケートによる情報収集等を経て、掛川らしさ、わかりやすさに主眼を置いた条例を目指し作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文に、生涯学習、スローライフの理念を含ませ、本市の独自性を表した。 ・「男女共同参画社会の実現」を、条例の「目的」とすると同時に、「誰もが生き生きと輝く、快適で豊かなまちづくり」に向けて必要不可欠な「手段」としても位置付けた。 ・条文表記を、前文・本文を通じて「です・ます」調とし、やわらかい印象にした。市民が、日常的に目にし、理解し、自ら実行に移すきっかけとなるような、読みやすく、日常の話題となり得る条例を目指した。
	大府市 (愛知県)	おおぶ男女共同参画推進条例	H15. 9. 25	H15. 10. 1	幅広く関係者の責務を定め、特に教育関係者の責務を盛り込んでいる。
	亀岡市 (京都府)	亀岡市男女共同参画条例	H14. 12. 25	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する施策への苦情・意見等について申し出ができる(第16条) ・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、相談の申し出ができる(第17条)
	奈良市 (奈良県)	奈良市男女共同参画推進条例	H15. 3. 26	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・性と生殖に関する自己決定の尊重、生涯を通じて健康に配慮されることを盛り込んだ。(第3条第5号) ・市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割規定を定めた。(第4条～第7条) ・性別による人権侵害の禁止を定めた。(第8条) ・苦情及び相談に関する措置を定めた。(第16条) ・男女共同参画センターを拠点施設として位置付けた。(第17条)
	松江市 (島根県)	松江市男女共同参画推進条例	H15. 3. 31	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 全附属機関に男女比を規定(努力義務)(第15条) 市の出資法人等に対して男女共同参画推進状況の届出を規定(第17条) DV被害者を支援する民間団体に対しての支援を規定(第19条)
笠岡市 (岡山県)	笠岡市男女共同参画推進条例	H15. 6. 30	H15. 7. 1	<p>前文において、条例を制定するに至った本市の背景を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けての意思を規定した。男女共同参画社会の形成について基本理念を定めるとともに、次の項目について規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、市民及び事業者の責務 ・基本的施策 ・教育の推進 ・苦情の処理 ・阻害する行為の制限 ・推進体制の整備 ・男女共同参画推進委員会 	

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
権利・人権／男女共同参画	井原市 (岡山県)	井原市男女共同参画のまちづくり条例	H15. 3. 18	H15. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・前文を設け条例制定の背景と男女共同参画社会の実現へ向けた市の姿勢を明確にした。 ・家庭・職場・学校・地域等社会のあらゆる分野におけるセクハラ・ストやDV等の禁止（5条） ・市、市民、事業者、教育の責務を規定（6～9条） ・市の設置する合議制の機関における男女いずれか一方の委員の数が、委員数の10分の4未満にならないように努めるという規定（6条） ・苦情処理と相談の申出について明記（15条） ・被害者の保護、支援（16条） ・男女共同参画まちづくり推進員の設置（23条）
	福山市 (広島県)	福山市男女共同参画推進条例	H14. 3. 26	H14. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆に表示する情報に関する留意（第8条） ・事業者等の表彰（第18条）男女共同参画審議会委員の公募（第21条）
	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市男女共同参画推進条例	H15. 7. 1	H15. 10. 1	男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項等について定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくための条例の制定
	久留米市 (福岡県)	久留米市男女平等を進める条例	H14. 9. 30	H15. 4. 1	男女平等の推進に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにした（第4条から第6条まで）。男女平等施策に関する苦情及び性別による差別的扱い等に基づく権利侵害を受けた被害者の救済の申出を処理する機関として男女平等推進員を設置するとともに（第17条）、当該推進員は、あっせん、勧告等を行うことができることとした（第21条）。
権利・人権／オンブズパーソン	国分寺市 (東京都)	国分寺市オンブズパーソン条例	H14. 12. 24	H15. 4. 1	市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的立場で迅速に処理し、また市民の権利利益の擁護を図り、開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的に条例化を行った。条例では、オンブズパーソンは、苦情等の調査の結果、必要がある時には是正等の勧告や改善を求めるための意見表明を行うことができるなど定めた。
	上越市 (新潟県)	上越市オンブズパーソン条例	H15. 6. 19	H15. 10. 1	現行の不服申立て制度や監査制度の補完的な役割を果たし、それらの機能を活性化させるとともに、市政に関する苦情を簡易かつ迅速に処理し、また、市政を監視することによって、市民の権利利益の擁護と市政の是正又は改善を図る機関として、オンブズパーソンを設置することとした。（第1条）
	松江市 (島根県)	松江市福祉サービスに係る苦情の処理に関する条例	H14. 9. 26	H15. 4. 1	松江市が行う福祉サービスだけを対象とするのではなく、市以外の福祉サービスを行う事業者についても、「協賛事業者」として協力要請し、制度に協賛して加入する事業者の行うサービスも対象としている。
まちづくり／基本理念	杉並区 (東京都)	まちづくり条例	H14. 12. 3	H15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの理念、区民・事業者・区の役割と責務を規定。 ・区民は地区計画等に関する都市計画の決定、変更等を区長に申し出ることができると規定。地域におけるまちづくりを目的とし、当該地域の居住者で構成する組織を「まちづくり協議会」として区が認定できると規定。
	府中市 (東京都)	府中市市民生活の安全確保に関する条例	H15. 9. 24	H16. 1. 1	市の責務としての安全確保の施策の実施のほか、犯罪の被害に遭いやすい子どもや高齢者に配慮するものとした。市の施設、市民の建築物及びその敷地、事業者等の営業用の建築物や店舗等について防犯に配慮したものとなるようにした。建築物に対しては、ほとんどの市が条例で盛り込んでいるが、敷地に対しては、あまりない。11戸以上の集合住宅を建築する際は、建築主に対して犯罪防止のための設備について、警察と協議するよう指導することができるようになった。
	狛江市 (東京都)	狛江市まちづくり条例	H15. 3. 31	H15. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者及び市の3者の協働により安心して暮らせるまちづくりを実現するため、土地利用や建築等に関する手続きを定める条例を市民参加により制定したこと。 ○まちづくり委員会 ・条例を民主的に運営するため、委員会を設置すること。 ○地区のまちづくり ・地区まちづくり協議会設立へ向け、地区まちづくり準備会を設けること。 ○テーマ型まちづくり ・まちづくりに関する、緑の保全、歩行環境、景観形成その他特定の分野についての市民からの提案制度を定めること。 ・上記提案は、市民1人でもできること。 ○開発等事業 ・市内で一定規模以上の開発や建築等を行う際、十分な協議や話し合いを行うため、説明会や意見書の提出等、合意形成に向けた手順を明確にすること。 ・すべての共同住宅の建築に届出義務を課すること。 ・開発等事業において合意形成が困難な際、専門家を含む第3者を交えた話し合いにより合意形成を図るため、まちづくり委員会が開催する調整会について規定すること。 ○表彰と罰則 ・よりよいまちづくりの活動を奨励するため表彰制度を設けること。 ・開発等協議に関する無届や虚偽の届出等に対して罰則規定を設けること。
	清瀬市 (東京都)	まちづくり基本条例	H14. 9. 27	H15. 4. 1	条例により、市長の付属機関として「まちづくり委員会」が設置され、市民からの提案や条例の適切な運用について審議し、市民参画の主体性を確保した。（第9条）

大分類／ 小分類	自治体名	条 例 名	公 布 年月日	施 行 年月日	特 徴 的 な 規 定
まちづくり ／基本理念	高浜市 (愛知県)	高浜市居住福祉のまち づくり条例	H15.9.30	H15.10.1	<p>道路やその他の公共施設のバリアフリー化に特化した整備に留まらず、「人のつながり」や「それから形成されるコミュニティ」、また、「まちを形成する小売店舗といった施設」など、あらゆる居住に関する資源の活性化と地域社会とのつながりの構築によるまちづくりについて、「自助・共助・公助」の精神と「協働」により、将来にわたって目指していく条例として制定。</p> <p>まず、安全、安心、快適な居住環境を形成すべく、木造住宅等の耐震診断及び耐震工事の促進(第8条)、市内の住宅についてその所有者、住宅供給事業者、市による整備の努力義務を課し(第9条)、居住弱者である高齢者等の住まいを確保し(第10条)、入居を支援するとともに(第11条)、居住の継続を支援している(第12条)。</p> <p>このように、福祉の根幹である住まいを整えた上で、地域に開放できる空間のバリアフリー化を推進し(第19条第2項)、住民参加による密着した憩いの空間づくり(第18条)をすることによって居住環境を整備するとともに地域コミュニティの形成に役立っている。</p> <p>更に、商工会及び小売店舗と連携して高齢者及び障害者の生活支援をするとともに交流の場を形成することによって地域コミュニティの形成を図り(第17条)、又は高齢者及び障害者の地域での役割を確保すること(第16条)によって、高齢者及び障害者の地域コミュニティへの参加を容易にしている。</p> <p>加えて、地域コミュニティを形成、発展、又は利用することにより地域における子育て・子育て(第15条)、地域における震災対策等(第21条、第22条)、ボランティア活動の促進(第24条)、地域福祉の推進(第25条)を図ることによって、安全・安心・快適な、誰もがいきいき暮らせるまちづくりを実現すべく基本方針を定めた。</p>
	金沢市 (石川県)	金沢市における災害に 強い都市整備の推進に 関する条例	H15.3.24	H15.4.1	<p>本市の伝統環境との調和を保ちながら、災害に強い都市整備を推進するため、市、市民及び事業者の責務を規定。また、市民等による自主的な災害に強い都市整備を推進するため、市長は地区における災害に強い都市整備の推進に関する計画を策定した市民等と防災まちづくり協定を締結し、当該市民等に対して援助をすることができることとした。</p>
まちづくり ／町並み・ 景観・アメ ニティ	春日部市 (埼玉県)	春日部市都市景観条例	H5.3.22	H5.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成重点地区の指定(5条) ・重点地区内の行為の届出(8条) ・大規模行為の届出(15条) ・景観づくり市民団体の認定(18条) ・景観形成に係る表彰(21条) ・景観形成に係る助成(22条) ・都市景観アドバイザーの設置(23条) ・都市景観審議会の設置(27条)
	台東区 (東京都)	東京都台東区景観まち づくり条例	H14.10.25	H15.4.1	<p>この条例で規定されている主な項目は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観基本計画の策定(6条) ・景観形成ガイドラインの策定(7条) ・事前協議(10~14条)、・景観形成地区(15~22条) 景観資源の保全(23~24条)、景観協定(25~26条) 景観まちづくり団体(27~28条) 支援、助成等(29条) 表彰(30条)、公表(31条)、景観審議会(32~33条)である。 <p>中でも、条例の特徴となるものとしては、「景観形成地区」と「景観資源の保全」が挙げられる。</p> <p>前者は、地区指定の原則を住民の発意によるものとし、住民が主体となった景観まちづくりの推進を図ろうとするものである。</p> <p>後者は、当区が地域における伝統・文化、まちのにぎわいについても景観として捉えていることから、保全する資源としてハード(景観まちづくり資源)だけでなく、そのような、ソフトの面についても、「地域風情資源」として保全していくものである。</p>
	国立市 (東京都)	国立市都市景観形成条 例	H10.3.30	H10.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を定めることにより、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的とする(1条) ・都市景観形成基本計画の策定(9条) ・都市景観形成重点地区の指定(10条) ・景観形成協議会(12条) ・重点地区の行為の届出(15条) ・重要景観資源の指定(21条) ・大規模行為景観形成基準及び届出(25、26条) ・景観形成市民団体の認定(36条) ・顕彰(39条)
	門真市 (大阪府)	門真市美しいまちづく り条例(一部改正)	H15.3.28	H15.3.28	「大阪府屋外広告物法施行条例」を「大阪府屋外広告物条例」に改めた。(19条1項)
	宮崎市 (宮崎県)	宮崎市緑のまちづくり 条例	H14.12.13	H15.4.1	<p>緑地の保全及び都市緑化の推進を主内容とする条例は全国的にも少ない。緑の保全地区の指定に際しては市と土地所有者の間で保全協定の締結を前提条件とし、所有者等が維持管理を行うこととしており、それに対し助成制度を設けている。(第7条、第17条)また、一定規模以上の行為を行う場合は公共、民間施設を問わず緑化計画の届出を義務付けし緑化の推進及び都市景観の形成を図ることとしており、民間施設に対しては助成制度を設けている。(第26条)</p>
まちづくり ／バリアフ リー	浜松市 (静岡県)	浜松市ユニバーサルデ ザイン条例	H14.12.17	H15.4.1	ユニバーサルデザインを条例化したのは全国初。学校教育における取組(第12条) 社会教育における取組(第13条) 公共交通事業者等の努力(第16条) 施設の設置者の努力(第17条) ユニバーサルデザイン審議会(第18条)

大分類／小分類	自治体名	条例名	公布年月日	施行年月日	特徴的な規定
産業／起業・ベンチャー・創造的活動等支援	刈谷市 (愛知県)	刈谷市市民ボランティア活動支援センター条例	H15.3.28	H15.10.1	市内における市民ボランティア活動の健全な発展を図る施設として設置する旨を定めた。センターの管理については、管理能力を有し、市民ボランティア活動の促進に寄与することを目的とする公共的団体に委託できることとした。
	木沢村 (徳島県)	木沢村人材育成条例	H6.3.15	H6.4.1	村の産業・文化の振興と地域活性化を図るため、人材育成のための助成金を支給する。村内に居住するものに対し、次の助成金を支給する。(1)技術習得助成金(2)視察研修助成金(3)地場産業等起業助成金
	木沢村 (徳島県)	若者定住促進条例	H6.3.15	H6.4.1	過疎対策のひとつとして若者(40歳以下)に対し奨励金を支給。(1)村内就職奨励金(2)結婚仲人報奨金(3)結婚祝金(4)住宅新築資金利子補給金(5)民間住宅貸与報奨金(6)住宅・住宅用地譲渡奨励金(7)生活資材購入基金(8)出産祝い金(9)転入定住者奨励金
環境／まち・環境美化	高岡市 (富山県)	高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例	H15.3.24	H15.10.1	市と住民が相互に連携し、一体となって良好な生活環境の保全及び美化を推進するシステムを構築することにより、「参加と協働」による清潔で住み良いまちの創造をめざし、潤いと魅力にあふれる快適環境を確保しようとするもの。
福祉・生活／生活・安全	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例	H14.12.25	H15.4.1	福祉のまちづくりの実現に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、福祉に関する施策の基本方針を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進するための条例の制定
	金沢市 (石川県)	金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例	H15.3.24	H15.4.1	歩行者に配慮したまちづくり(歩けるまちづくり)を推進するための基本理念、市、市民及び事業者の責務を規定。また、住民等による自主的な歩けるまちづくりを推進するため、市長は住民等からなる団体と歩けるまちづくり協定を締結し、当該団体に対して援助をすることができることとした。
	敦賀市 (福井県)	敦賀市安全で安心なまちづくり条例	H14.10.1	H14.11.1	犯罪等の防止に必要な基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにしている。地域コミュニティの形成を規定している。関係部局相互の連携を図るための推進体制を整備。関係機関、団体との連携を図るために、まちづくり会議を設置している。
	武生市 (福井県)	武生市安全で安心なまちづくり推進条例	H14.12.24	H14.12.24	・まちづくり活動の基本理念(第3条) 市・市民・事業者の責務と役割について定め、連帯意識のもと安全で安心なまちづくり活動の推進に関する事
	桑名市 (三重県)	桑名市民の生活安全の推進に関する条例	H15.3.24	H15.3.24	安全で安心できる地域社会の実現に向けて、「市、市民、事業者、学校関係者」の責務を設けるとともに、暴走行為を助長し市民等に不安又は恐怖を覚えさせる行為に対し、暴走行為の助長等の禁止、暴走行為助長等重点禁止区域の指定、中止又は退去勧告、中止命令を設けた。
	近江八幡市 (滋賀県)	近江八幡市安全で安心なまちづくり条例	H12.9.26	H12.10.1	犯罪及び事故から市民の安全と安心を確保するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、基本的施策を定めた条例
	近江八幡市 (滋賀県)	近江八幡市犯罪被害者等支援条例	H13.3.28	H13.3.28	通り魔等により不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民を支援するため、見舞金の支給を定めた条例。 見舞金の額(第6条)
	福岡市 (福岡県)	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	H14.12.19	H15.8.1	「歩行中又は自転車乗車中に喫煙しないように努めること」、「屋外で喫煙するときは、吸い殻入れを携帯すること」を「喫煙者の責務」として定めた。 また、「路上禁煙地区」を指定し、地区内での歩行中又は自転車乗車中の喫煙を禁止している。
	別府市 (大分県)	別府市生活安全条例	H11.12.24	H12.4.1	国際観光都市として、市民の定義を、住民及び留学生、観光客その他の滞在者とし、本市に所在する会社、事業者、学校その他の団体並びに土地、建物の所有者又は管理者を含むものとした。(第2条第1号)
	中津川市 (岐阜県)	中津川市にぎわいプラザの設置等に関する条例	H15.5.16	H15.7.1	・市民の相互交流並びにまちづくりの推進及び産業の振興を図る ・利用者に関する規定 ・使用料に関する規定
その他／その他	杉並区 (東京都)	杉並区長の在任期間に関する条例(多選自粛条例)	H15.3.17	H15.3.17	・首長の多選を自粛するための条例の制定は全国初。 ・重い責任と権限を有する区長の職に特定の人が長期間に在職することによる弊害を防止するため「区長は、通算して3任期を超えて在任することのないよう努めるものとする」と規定(第2条)。

(出所) 地方六団体 地方分権推進本部ホームページ「条例制定動向について(市区町村)」を一部編集して掲載
(<http://www.bunken.nga.gr.jp/bunkennet.html>)

(2) これらの事例にみる特徴

①自治体のマネジメントとの関係

以上、地方自治に関連する条例の最前線を見てきたが、自治体のマネジメントを想定しながらこれらを理解することが、自治基本条例に新たな視点を与える意味で有効である。

ここで言う自治体のマネジメントには2つのレベルがあり、①参加者（住民・議会などのプレイヤー）の役割、②仕事の流れ（情報共有から参加への時間軸）の2つが基本構造となる。

一つめは、既に述べた通りプレイヤー（まちづくりの参加者・担い手）である。これについては、住民参加の規定についてニセコ町が初めてプレイヤーとしてのこどもの権利に言及しており、「誰が参加するのか」が限定列举され、明らかになっている。なお、こうしたプレイヤーの関係を明らかにすることにおいて条例を制定する場合、それは「自治基本条例」というよりむしろ「住民参加条例」により近いスタイルとなろう。

もう一方の「仕事の流れ（時間軸）」とは、情報共有に始まり、政策立案過程、行政評価というようにそれぞれの時間軸での住民参加があるということの意味する。各段階における住民参加の方法と程度には様々なものが考えられるが、それらを検証することにより具体的な参加のあり方が起想されるため、重要な作業と言える。

では、この考えに則って（1）の地方自治に関連する条例の制定動向を検証してみたい。

まず、「大分類／小分類」の区分に着目すれば、その分類と自治体のマネジメントが対応したり、一致する部分が多い。例えば、政策形成過程における市民参加では、共通の認識のうえの議論が求められることから「情報公開」（とそれに伴う情報保護）が不可欠となるが、これが「行政全般」の分類に対応する。では、そもそも市民参加というときの市民とはいったい誰を指すのか（ニセコ町の解説で示した「まちづくりのプレイヤー」という概念）については、「議会」「住民参加」「権利・人権」がこれに該当する。さらに、どういったまちづくりを進めるのかという市政運営の方向性や政策理念などに関しては、「まちづくり」「産業」「環境」「福祉・生活」「税等」がこれに対応すると考えることができる。

このように考えると、各自治体において定められている条例は、自治体のマネジメントを想定したもの、またはそれに必要とされるものであることは、至極当然のことと言えよう。

ここで、次章にも関連する考え方に少し触れておきたい。

本項で示した各条例が、自治体のマネジメントの過程において、具体的な市民参加やまちづくりのプレイヤー、市政の方向性・政策などを示す役割を果たす方法もあれば、これらの基本的部分を総合して定める自治基本条例が、自治体の条例の根幹を担う（最上位に位置する）役目として制定される場合もあろう。さらに言えば、市民参加を重点的に規定する自治基本条例を頂点とし、その内容を個別具体的に定めるのが個々の条例であるというように体系化を図る（政策を体系化する）こともできるし、自治基本条例をあえて制定せず、市民参加の大枠のみを定める条例などを別に制定しながら、このように自治体のマネジメントを想定した各条例（政策）が存在するというような、全体がフラットの構成されるスタイルもあろう。

現在は、むしろ後者に近いあり方を採用する自治体が多く、自治基本条例を定める自治体では、前者のように体系化を試みているものと理解される。いずれにせよ、各自治体の考えに沿って形成されるものであることに違いはないが、近年、自治基本条例を制定しようとする自治体が増加しつつある傾向からすれば、「情報公開条例」などと並んで、自治基本条例はもはや自治体にとっての「標準装備」になりつつあると言えよう。

②多選自粛条例

このうち注目される最近の取り組みとして、「その他」に属する、いわゆる多選自粛条例について取り上げたい。

本項では杉並区（「杉並区長の在任期間に関する条例」）の事例が紹介されているが、これはしいて言えば市民参加に関連する内容として整理することができよう。例えば中野区（「中野区自治基本

条例)では、自治基本条例において区長の多選自粛に関する規定を設けており、このように、選挙という公式な市民参加制度によって選出される長について、そのあり方に影響や制約を与えようとするものと理解されるためである(図表3-6)。

図表 3-6 杉並区長の在任期間に関する条例

杉並区長の在任期間に関する条例	
	平成十五年三月十七日 条例第三号
(目的)	
第一条	この条例は、杉並区長(以下「区長」という。)が杉並区(以下「区」という。)を統轄し、予算の調製及び執行、職員の任免その他の権限を行使する地位にあることにかんがみ、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、高い倫理観や資質を有する場合においても、その者が長期にわたり区長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止し、もって区政運営の活性化及び区の自治の更なる進展を図ることを目的とする。
(区長の在任期間)	
第二条	区長は、通算して三任期(各任期における在任期間が四年に満たない場合もこれを一任期とする。)を超えて在任することのないよう努めるものとする。
2	区長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該区長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の任期を併せて一任期とみなして前項の規定を適用する。
(区長在任中の責務)	
第三条	区長は、その職務が区民から負託された公務であることを自覚し、在任期間中区の最高規範たる杉並区自治基本条例(平成十四年杉並区条例第四十七号)の定めるところにより、全力を挙げて区民等の福祉の増進を図り、区政に対する区民の信頼を確保するよう努めなければならない。
附 則	
1	この条例は、公布の日から施行する。
2	平成十一年四月二十七日前の区長の任期は、通算しない。

(出所) 杉並区例規集 (http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library11/mokuji_index.html)

これはもともと現杉並区長の選挙公約に挙げられたものであり、市区町村では全国初の多選自粛条例となる。これを皮切りに、現在では図表3-7に示すような条例が制定されている。他方、都道府県レベルのさきがけは1997年に多選禁止を公約に掲げて当選した秋田県知事であり、同知事は多選禁止条例の制定を目指したが、自治省(現総務省)から公職選挙法に違反する可能性を指摘され、禁止条例の制定を断念した経緯がある(代わりに同年6月、県民向けに自身の4選以上を禁じる「誓約書」を公表)。

これら「多選自粛条例」については、様々な見解がある。例えば杉並区長は自身のホームページで次のように説明している。

(中略)多選は、どんな人であれ、首長のまわりにイエスマンを増やし、役所内部や、役所と議会との緊張感を失わせていきます。そうなると、本来住民の声に迅速適切に反応しつつ果敢に経営を行うべき首長が、いつしか住民に最も遠い存在となり、真実の「声」が耳に届かず経営のマンネリ化をもたらし、また必要に応じた大胆な政策変更も行われにくくなり、ひいては将来の住民に大きな負の遺産をのこすことにつながります。そして時には、汚職事件に発展することにもなりかねません。

多選首長でも、立派な業績を残される人もいるでしょう。しかし本格的な「自治の時代」を迎えつつある今日、多選のもたらす弊害にもっと目を向けるべきです。首長は自治体のいわば「大統領」として大きな権限をもっており、アメリカなど大統領制をとる多くの国では、このような弊害を防止するために任期制限を定めています。ニューヨークのテロ事件で見事な采配を振るったジュリアーニ前市長も、昨年市の「三選禁止」規定により惜しまれつつその職を去りました。また、杉並の友好都市であるソウルの瑞草区の区長も三期の任期制限を設けています。

「多選制限」は、行政に公正さと活力をもたらす安全弁と言えます。(了)

(2002年11月1日、http://www2.city.suginami.tokyo.jp/greetings/back_num.asp?id=41)

ただ、何をもって多選の弊害と言うのかについては、当然のことながら議論の分かれるところである。当選回数を重ねることによるリーダーシップなど考慮されるプラス面もあり、首長の任期を制限する必要性はそもそもあるのか、その方法はどうかあるべきなのか、さらに住民がその代表者を選ぶことを保障する憲法との関連はどうかかなど、今後の議論が待たれるところである。

図表 3-7 多選自粛に関する取組みの一覧

区分	団体	条例	制定年月	備考
市区町村	東京都杉並区	「杉並区長の在任期間に関する条例」	2003年3月17日施行	首長提案で4選以上を自粛する条例
	神奈川県川崎市(※1)	「市長の在任の期数に関する条例」	2003年7月	
	大分県中津市(※2)	「市長の在任期間に関する条例」	2003年12月19日	
	東京都中野区(※3)	「中野区自治基本条例(第7条)」	2005年4月1日施行	
	神奈川県城山町	「町長の在任の期数に関する条例」	2003年12月16日	町長の在任期間を3期12年以内に自粛する条例を議員提案で制定
都道府県	埼玉県	「埼玉県知事の在任期間に関する条例」	2004年8月3日	県レベルでは初

※1 現市長の3期目の任期が切れる2013年11月18日で効力を失うとしている。

※2 現市長が同年11月の市長選で、5選を目指した前市長に対し多選自粛条例の制定を公約に掲げて初当選した。

※3 (区長の役割及び在任期間)

第7条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

2 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して3期(各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

3 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。

(出所)創造行政研究所調べ

3.4 地方自治に関連する最近の動向から

「3.3 地方自治に関する条例の最前線から」で挙げた条例以外にも、自治基本条例で新たな論点となりうる動向や項目がある。それらについて、解説を交えながら検討していきたい。

3.4.1 ローカル・マニフェスト(有権者との「契約書」)

(1) マニフェストとは(市町村合併後の自治体運営指針)

マニフェストとは、「予算の伴った政策を実行できる立場(政権を担う、予算編成権を持つなど)になった場合の公約として、期限や財源など具体的な数値目標等が記された政策が主に記載されているパンフレット」のことを指す。必要な財源や達成期限も明記するため、具体性が乏しい従来の公約選挙に比べ、有権者が達成度を検証しやすい。いわば有権者との「契約書」と言える。

国政の場合は政党がこれに該当し、地方の場合は予算提案権のない議会には該当しないと理解される。公選法が一部改正され(公職選挙法第142条の2)、2003年の衆議院選挙において初めて実現したものであり、そもそも国政選挙において政党が発表するものである。このため地方選挙では認められていない。

イギリスの労働党が1997年の総選挙で「5歳～7歳児のクラスを30人以下に」などと訴えたことが有名で、日本では2003年春の統一地方選挙候補者にマニフェストを作る動きが広がり、同年11月の総選挙で各党がマニフェストを掲げて戦う「マニフェスト選挙」となった。

また最近では、地方における首長選挙でも「ローカル・マニフェスト」が発表される事例が多く見られるようになってきた。運用面での諸課題が指摘されつつも、市町村合併に伴う事実上の統一地方選挙の流れに沿って、その動きが活発化しているようである。

他方、合併マニフェストはこれらのものとはまた違った性格を持っており、市町村合併後の自治体運営方針について、住民に対する「約束事」として示されるものである。この「約束事」は財源や目標期限などのかたちで可能な限り具体的に示され、以上で示したマニフェストと基本的に同様の形式を持ち、政策執行に関する方向性や拘束性を有している。

いずれにしても、マニフェストである以上、選挙後の評価が重要である。例えばイギリスの労働党は、選挙後に公約の達成度を評価する「年次報告書」を発表し、さらにマスコミがその報告書を検証している。マニフェストで投票を判断し、その実績評価でまた次の選挙に臨むような「サイクル」を確立するといったように、政策決定における市民参加の一つのあり方（またはその資料・材料）として、マニフェストは重要な意味を持つ。

(2) マニフェストと自治基本条例の関係

自治基本条例はローカル・マニフェストや合併マニフェストと関連する部分が多い。

その一つに、マニフェストで掲げられる内容、例えば「まちづくりの理念」や「政策目標」を条例に盛り込むことが可能なことがある。もう一つは、今後のまちづくりについて示すマニフェストを作成する場合、自治基本条例によって市民参加を制度化することにより、「マニフェスト（約束事項）」が実行されるかどうか監視（チェック）可能になることがある。仮にマニフェストの内容の全てが住民の意思に沿ったものでないとしても、その一部を適切な方向に修正するにあたり、自治基本条例による住民参加制度が不可欠となろう。現実的には、この場合に威力を発揮することが多いものと思われる。

この関係は「アクセル」と「ブレーキ」の関係に例えることができる。すなわち、マニフェストは政策推進の「アクセル」として、自治基本条例はその修正・変更・補強・評価などの「ブレーキ」としての役目を果たすためである。この考え方に立てば、両者が一対になってはじめて自治基本条例の効果が発揮されるとも言える。

なお、ローカル・マニフェストや合併マニフェストそのものが存在しないとしても、実質的には予算案をそれに置きかえることも可能である。予算案は年度ごとの具体的な政策としてその内容が議会で審議されて公に認められ、実行されるものだからである。特に市町村合併後の自治体においては、初年度の予算案はある意味で首長の所信表明ともとらえることができ、議会での審議を経ることによって、合併マニフェスト事項とみなすことが可能と言えよう。このとき、予算案の膨大ななかから、何が特筆すべき条例事項（マニフェスト事項）かを洗い出すことが重要となる。そこには、首長をはじめ執行部の思いが盛り込まれているからである。

ただし、現在の財政状況を考慮すると、合併マニフェストには現実離れた内容を書くことはできない。マニフェストに掲げたことは、基本的に実行可能な内容だからである。そこで、例えば市町村合併を選択した自治体であれば、「新市の一体化」や経済的自立に向けた産業基盤の確立（産業施策）、さらに市の発展を見据えた都市（拠点）機能の充実や権限委譲などが考えられよう。

図表 3-8 岐阜県多治見市（西寺市長）におけるローカル・マニフェストの例

政策実行計画（マニフェスト）

今回、三たび多治見市長選挙に立候補するにあたり、政策実行計画（マニフェスト）を発表します。これは、私の「公約」を具体的に実行するための指標であり、市民の皆さんに「公約」を分かりやすい形で示すものです。

マニフェストの発表にあたって

1. マニフェストとはどういうものか

一般に、マニフェストとは「政策要綱」と呼ばれています。選挙において政治家や政党が掲げる公約を、いつまでに取り組むのかという期間や数値目標などを示したものです。

従来の公約があいまいな表現であり有権者にとって分かりにくいことから、こうしたマニフェストの取組が様々な形で始まっています。

私は、このマニフェストを分かりやすい形で示すため、「政策実行計画」という名前を付け今回、発表することとしました。

2. なぜ、政策実行計画（マニフェスト）を作るのか

私は、8年間にわたり市長として市政を担当させていただき、その間、積極的な市民参加を進めてきましたが、参加の前提である情報公開も徹底して進めてきました。

それは、分かりやすい予算書や決算書といった形での冊子や、職員による市の取組みを紹介した書籍の出版などをはじめとして、市民の皆さんに分かりやすく市政の現状を理解していただくことです。

そうした中で、漠然としたものでしたが、「公約が今までのままで良いのか。」と考えていたところ、マニフェストについて一部の研究者や新聞等で取り上げられているのを目にし、今回立候補するにあたり「政策実行計画」（マニフェスト）を公表することとしました。

このことは、これまでの私の市政における取組から考えて当然しなければならないことと思っています。

3. 総合計画を基本とした政策実行計画（マニフェスト）をつくる

多治見市では、現在第5次の総合計画を推進しています。その施策は、市のホームページで基本構想・基本計画のみならず実施計画までが公開されており、実施計画には、年度別の事業内容・目標（数値を含む）・経費及び財源内訳が記載されています。したがって、総合計画の具体的内容は、どなたでもホームページでより具体的にご覧いただくことができ、多治見市の課題を把握することができます。

私は、8年間の政策の取組を基本として総合計画の実施計画を定めていますので、今回の「政策実行計画」は、当然のことですがこの実施計画を更に進めるものとしています。

政策実行計画（マニフェスト）の内容

（目次）

1. 目指すべき多治見市のビジョン

■地方分権の時代を見据えて持続可能な地域社会を創ります。

2. 二つの大きな政策に取り組む

（1）市民が安心感を得られる政策

- 福祉・保健・医療政策
- 定住化対策（住宅対策）
- 交通対策
- 防 災
- 環 境
- 学び・人権

（2）多治見を元気にする政策

- しごと（産業・雇用＝活力）
- つながり（交流・連携）

3. 地方分権時代の行政づくり
 - (1) 行政の改革を進める
 - (2) 合併への取組
4. 政策実行計画を進めるための財源確保
5. 政策実行計画の変更について

(詳細)

1. 目指すべき多治見市のビジョン

地方分権の時代を見据えて持続可能な地域社会を創ります。

この目指すビジョンは、次の3つの問題を考える中から捉えたもので、これからの地域社会を創っていくために考えなければいけない課題です。

- (1) 地球環境が悪化する中で、環境を保護しながら地域が持続的に発展していくしくみを創ることが必要です。
- (2) 近い将来に、総人口が減少して少子化・高齢化が進んでいく中で、地域の経済・社会が発展するしくみを創ることが求められています。
- (3) 国・地方を通じた財政危機や今の経済情勢が続くことが予想される中で、独自の政策や市民生活の安定のために、財政的にも自立していくことが求められています。

2. 二つの大きな政策に取組む

目指すべき多治見市のビジョンを実現するために、**市民が安心感を得られる政策**の実現を目指します。そして、その実現には、**多治見を元気にする政策**が必要です。私は、この2つの政策を次の具体的な施策・事業を進める中で実現していきます。

(1) 市民が安心感を得られる政策

暮らし (生活=安心・安全)			
福祉・保健・医療政策			
具体的事業	4年間の目標	4年間の費用	必要なお金
高齢者需要を踏まえた施策の再構築 (高齢に伴う福祉施策需要予測調査の続行)			
独居老人見守活動。 在宅サービス。 高齢者保健福祉計画調査。 ケアパス整備補助。	在宅訪問実施。 支援センター1ヶ所以上整備。 ケアパスは90人程度受入れ目標。	3億円	一般財源 1.7億 その他 1.3億
新市民病院建設と市民病院の機能見直し			
県病院との役割分担を明確にし、 移転新築を前提とした用地選定を 行う。 少子高齢化対応科の充実。	将来の移転新築のために場所の選 定を行う。 生活習慣病・予防医学関連科充実。	-	-
子育て支援の充実 (保育の多様化、学童保育、子育て支援センター)			
子育て支援センター設置。 3歳未満児保育の充実。 一時保育、延長保育充実。 放課後児童クラブが充実。 ほほえみかみセンター設置。	センター1ヶ所以上新設。 未満児約300人へ。 一時保育2園、延長保育7園へ。 放課後児童クラブ9ヶ所へ。 かみセンター全小・中学校に配置。	6億	一般財源 2億円 その他 4億円
少子化対策基本計画の策定			
少子化を迎える中で、総合的な政 策推進のため、計画を策定し、実 行していく。(既存施策の再検討 及び再構築)	16~17年度において計画を策定す る。	700万円	一般財源 700万円
障害児・障害者の生活の質の向上			
統合教育推進。 障害児保育、統合教育実施。 小規模授産施設支援。 障害児通園事業。	幼稚園障害児担当9名配置。 障害児保育45人へ。 新規委託1ヶ所以上。 なかよし療育センター、100人受入れ。	3.7億円	一般財源 3億円 その他 7千万円
定住化対策 (住宅対策)			
少子高齢化に伴う人口減少への懸念に対応するため、人口の定着化をはかるとともに恒常的な人口流入を促進する魅力的・高品質なまちづくり(定住促進・誘導)や年齢による居住環境選択が可能なまちにする。			
市営住宅改築。 特優賃(高齢者向け)助成。高齢	国京団地48戸。 特優賃80戸/年助成へ。	18.5億 国京団地分17億	一般財源 2.8億円 その他 15.7億円

者住宅資金補助。 風景づくり団体助成。	高齢者住宅資金補助。 風景づくり、5団体/年の助成。	全体事業費 36 億	
交通 対策			
道路網整備と道路の機能の分離（外環状・内環状道路整備など）			
248 南バス関連道路整備。 音羽・明和線（太平町）。 248 多治見バス整備。 まちなかの狭隘道路整備。	南バス関連 10ヶ所程度整備。 音羽・明和 160m。 248 バス市施工分 700m。 狭隘道路整備着手（15 年度）。	21.7 億円	一般財源 9 億円 その他 12.7 億円
公共交通機関の利用による移動対策の推進 幼年者・小・中・高校生、障害者、後期高齢者対象の循環交通（コミュニティバス、コミュニティタクシー）			
コミュニティバスの運行。 福祉バスの見直し。	バス問題研究会の検討によりコミュニティバス試行、15 年度実施。	1.4 億円	一般財源 1.2 億円 その他 2 千万円
防 災			
水防対策（ハード・ソフト）を進める			
ポンプ場整備。 河川護岸整備。 重点地区監視システム維持管理。	笠原川右岸、土岐川左岸ポンプ場。 護岸整備。 監視カメラ 8ヶ所。	42 億円	一般財源 2.7 億 その他 39.3 億
震災初動・応急・復旧体制の確立			
消防水利施設新設。 造水器設置。 防災倉庫新設。 消防団の新設。 橋りょう改良（耐震）。 急傾斜地崩壊対策。	消防水利施設 8ヶ所。 造水器 4ヶ所。 倉庫 4ヶ所。 消防団ポンプ車 1台。 橋りょう 8ヶ所。 急傾斜地 2ヶ所。	2.5 億円	一般財源 1.2 億円 その他 1.3 億円
環 境			
循環型社会システム構想の推進（新焼却場完成に伴う体制づくり、バイオマスなど生ごみ対策、新処分場の建設）			
生ごみ堆肥化。 最終処分場整備。 リサイクルプラザ整備。 分別の推進、ごみ減量化。 美化監視員制度の創設。	堆肥化センター 16 年開設。 処分場 15 年以内に候補地決定。 リサイクルプラザ 1ヶ所 17 年度に開設。 監視員による不法投棄監視。	24 億円 全体事業費 は、42 億円	一般財源 7 億円 その他 17 億円
一般 廃棄物埋立税の有効活用			
太陽光発電助成、公共施設の緑化 推進、リサイクル技術支援、などの施策。	太陽光発電補助。 資源再利用研究。 食用廃油利用研究。 リサイクル技術支援。 生ごみバイオマス化研究。	2 億円	その他 2 億円
公園・緑地の整備			
公園愛護会補助。 小泉公園整備。 公園・公共施設緑化。 街路樹整備。 水辺環境整備。 自然公園整備。 緑化推進事業。	愛護会 130 公園程度。 小泉公園ワークショップによる市民参加。 公園・公共施設 20ヶ所程度。 街路樹年 50 本以上植栽。 自然公園、喜多町・滝呂町の 2ヶ所。 緑化推進、民有地・鉄道軸で実施。	11.6 億円	一般財源 3.4 億円 その他 8.2 億円
学び・人権			
分権型教育、市民参加型教育の実施			
学校教育を地域が主体となって経 営するシステムの検討、実施	コミュニティスクールを平成 18 年度までに 1 校で実施。	-	-
学校開放、教室転用による地域の活動拠点づくりの推進			
小中学校バリアフリー化。 学校特別教室の開放。 余裕教室転用。 プール・テニスコートの開放。	バリアフリー化 12 校で実施。 特別教室年 7 校。 余裕教室年 8 校。 プール全校。 テニスコート 10 校開放（4 年間で）	1.7 億円	一般財源 1.7 億円
男女共同参画条例の制定・子どもの権利条例の制定			
男女共同参画に向けたセミナー・サロンの 開催。 共同参画条例制定。子どもの権利 条例の制定	共同参画条例、16 年度制定。 子どもの権利条例、15 年度制定。	1.6 千万円	一般財源 1.6 千万円

(2) 多治見を元気にする政策（省略）

3. 地方分権時代の行政づくり

(1) 行政の改革を進める

以上の施策・事業を進めるためには、行政レベルの一層の向上や市民との協働を一層進めるための行政システムが必要です。そうした行政のしくみをつくるため、「行政の改革」を進めます。

(表「具体的事業」「4年間の目標」「4年間の費用」「必要なお金」省略)

(2) 合併への取組

3市1町の合併は、平成17年1月を目標として協議を進めています。今回の合併は、これからの都市経営が今までのような「右肩あがり」ではできなくなってきたことから、大きくなることによるメリットで都市経営をおこなおうという考えです。

しかしながら、合併によって「多治見市がなくなること」は、直接市民の意見を聞くことが必要と考えています。そのために住民投票を実施します。

(表「具体的事業」「4年間の目標」「4年間の費用」「必要なお金」省略)

4. 政策実行計画を進めるための財源確保

この政策実行計画は、平成15年度から18年度の4年間の任期に実施する施策・事業について掲載していますが、その際に、この費用をどう確保していくのかが大きな問題となります。

(第4次の行革大綱では、平成15年度から17年度までの3年間で、職員数を減らすことなどに取り組むこととしており、平成17年までの3年間で2.1億円程度が、他へ充当可能となる見込みです。)

私は、行革によって経費を抑制し、新たな施策・事業に振り分けていきます。また、補助金など国県の助成も積極的に活用していきます。

この政策実行計画に掲げている事業は、総額が、4年間で約195億円(1年平均で約49億円)となり、一般財源(税や地方交付税のように、地方自治体が自由に使う事ができる財源)としては、約73億円(1年平均では、約18億円)となります。

平成15年度におけるこの一般財源の額は、19.5億円でしたので、ここに掲げた施策・事業の実施は可能であると考えており、優先的に取り組むことで政策の実現を目指します。

5. 政策実行計画の変更について

この政策実行計画は、当選した場合の次の4年間で私が取り組む施策・事業をより具体的に示したものです。今後、以下のような理由から、変更が必要となる場合も考えられます。

(1) 3市1町の合併協議が進んでおり、新たな市になった場合に、新市としての事業計画が進められること。

(2) 地方交付税制度を含めた国、地方を通じた財政改革が検討されており、必要となる財源の収支が大きく変わる可能性や社会経済情勢が急激に変化する可能性があること。

これらの理由から、この政策実行計画の変更を余儀なくされる場合は、その都度「説明責任」を果たしながら、市民の皆さんの理解を求めていきます。

(注) 平成15年の市長選挙の際に、現西寺雅也市長が掲げたホームページを活用して発表したマニフェスト。なお、多治見市では公職選挙立候補予定者を支援する目的で「多治見市マニフェストの作成支援に関する要綱」(平成17年4月1日施行)を策定している(http://www.city.tajimi.gifu.jp/section_news/soumu/manifest.pdf)。

(出所) 多治見市ホームページより (http://www.city.tajimi.gifu.jp/section_news/mayor/index.htm)

3.4.2 市町村合併に伴う動向

(1) 地域自治区・地域協議会

市町村合併に関連して言えば、自治基本条例のテーマの一つとなりうるものとして、「地域自治区」や「地域協議会」が考えられる（図表 3-9）。

地域自治区や地域協議会は、母体に編入される側の自治体の意見を取り入れ、急激な制度変更を緩和するための暫定措置であり、このため基本的には合併市町村が実質的に一体化したとき消失するものであると言える。

なお、地域自治区は昭和 29 年の自治法改正において定められた「財産区²⁹」のような性質を有する。財産区はもともと、町村合併に伴う関係町村間の基本財産等の所有状態にかかる著しい不均衡を解消するため、昭和 28 年に町村合併促進法において規定され、その後、自治法で定められたものである。円滑な合併促進を目的とする意味からしても共通する面がある。

地域自治区や地域協議会といった制度は、小規模な自治体の住民の声を反映するといった意味できわめて重要であることから、その機能・権能のあり方や既存の住民組織との関係などについて、独自の検討が進められている例もあるようである。これらが今後の自治体運営にとって不可欠の制度であると判断されれば、同制度を恒久的なものとして存続させたり、あるいは別のかたちで継続することが求められよう。いずれにせよ、市民参加（ひいては住民自治）に関わる重要な制度であることに違いはなく、その設置や継続について自治基本条例に盛り込むことも一つの考え方である。

²⁹ 財産区制度（自治法 294 条～297 条）

(1) 財産区とは

財産区とは、市町村の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村の廃置分合若しくは境界変更の際の関係地方公共団体の財産処分に関する協議に基づいて市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるものをいう（自治法 294 条第 1 項）。

(2) 財産区の基本原則

財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならない。

(3) 財産区の性格

財産区とは、地方自治法に「市町村の一部が財産を有し、若しくは公の施設を設けているもの」と規定されているが、その要件としては次のものがあげられる。

①特別地方公共団体であること ②市町村の区域の一部であること ③財産又は営造物を所有すること

(4) 財産区の権能

財産区は特別地方公共団体であり市と同じく法人格を有するが、市のように広範な事務を処理する権能を有するものでなく、財産の管理又は処分若しくは公の施設の廃止についてのみ行為能力を有する特殊法人である。

(5) 財産区の機関

財産区は特別地方公共団体であり、市とは人格を異にするが、原則として固有の機関を有しない。すなわち、執行機関は市長であり議決機関は市議会である。例外的に、財産区議会が設けられている。

図表 3-9 新しい上越市における地域自治区と地域協議会

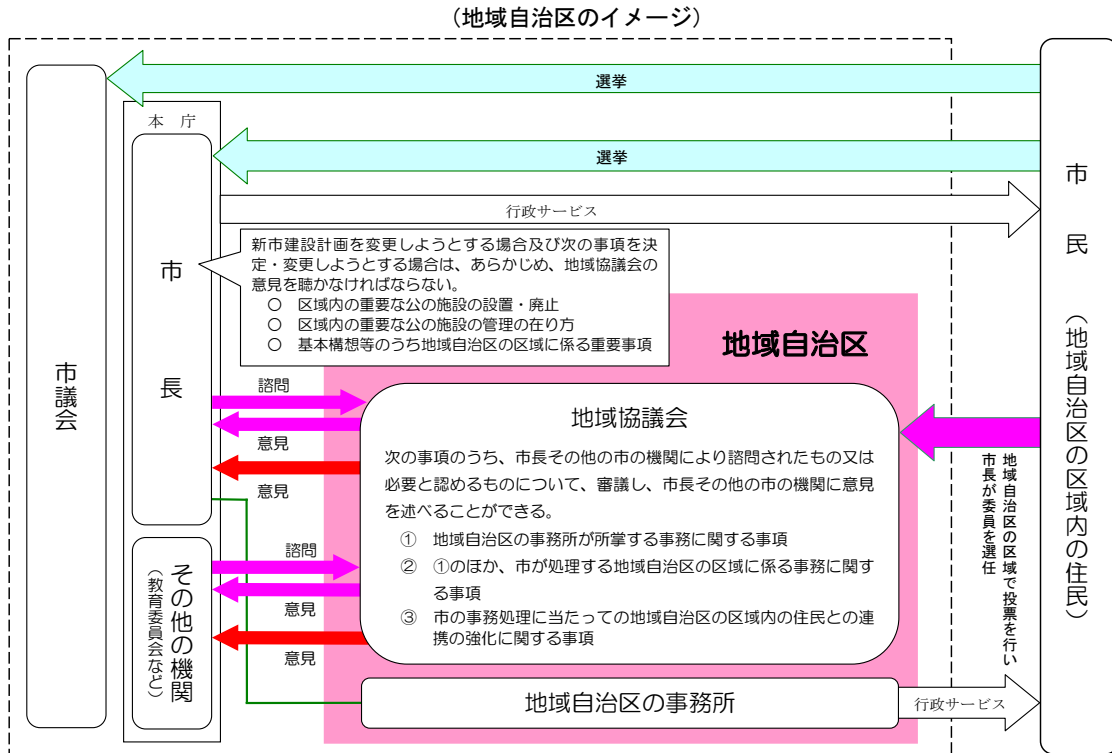
地域自治区を設置しました

地域の住民の皆さんの意見を行政に反映させるとともに、住民の皆さんと行政との連携の強化を目的として、合併前の各町村の区域ごとに「地域自治区」を設置しました。

「地域自治区」は地方自治法の改正などにより制度化された地域自治組織の仕組みの一つで、「地域自治区」には「事務所」と「地域協議会」が置かれます。また、合併に際して置く地域自治区については、特例として、区域内の住所の表示には地域自治区の名称を冠することになっています。

◆設置された地域自治区

安塚区 浦川原区 大島区 牧区 柿崎区 大潟区 頸城区 吉川区 中郷区 板倉区 清里区 三和区 名立区



◆地域自治区の事務所『区総合事務所』

各地域自治区には、「事務所」が置かれます。なお、名称は「〇〇区総合事務所」となりました。
※「〇〇区」の部分には地域自治区の名称が入ります。

◇ 本庁と区総合事務所の役割

[本庁] …上越市役所としての今までどおりの事務に加え、各区総合事務所との連携及び調整事務を行います。
[区総合事務所] …所管する区域内の行政サービスや事務のほか、地域協議会に関する事務を担当します。

◇ 区総合事務所の組織及び事務（省略）

◆地域自治区には地域協議会を設置

地域自治区には、地域の意見を取りまとめ、行政に反映させる「地域協議会」が置かれます。

地域協議会は、市の事務で地域自治区の区域に係るものなどについて、市長やその他の機関（教育委員会など）に意見を述べることができます。また、新市建設計画の変更や、地域自治区の区域内の重要な施設の設置・廃止、管理の在り方、基本構想等（総合計画）のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長は、地域協議会の意見を聴かなければなりません。

◆地域協議会の委員

地域協議会の委員は市長が選任することとなっており、また、選任に当たっては、地域自治区の区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるような委員構成となるよう配慮しなければならないことが法律で定められています。この法律の趣旨にかなった方法として、委員の選任に当たっては、公募を行い、応募

者について、その地域自治区の区域において投票を行うこととしました。また、応募者が定数に達しない場合、投票は行わず、市長が必要に応じて委員を選任できることになっています。

最初の委員については、投票は、市議会議員の増員選挙と同日の2月13日に行い、任期は市議会議員と同じ平成20年4月までです。

また、地域協議会は住民の皆さんの主体的な参加を期待するものであることから、他の審議会等とは異なり、委員は無報酬となります。

◆地域協議会の委員の定数

安塚区 12人 浦川原区 12人 大島区 12人 牧区 14人 柿崎区 18人 大潟区 18人 頸城区 18人
吉川区 16人 中郷区 14人 板倉区 16人 清里区 12人 三和区 16人 名立区 14人

◆地域自治区の設置期間

このたび設ける地域自治区は、法律により、期間を定めることとされています。ただし、設置期間は合併後に条例で変更することができ、また、合併前の上越市の区域にも地域自治区を置くことにより、地域自治区を恒久的な仕組みにすることもできます。このようなことを考慮し、地域自治区の設置期間は5年間とすることになりました。設置期間終了後の取扱いについては、5年の間に市民の皆さんの声をお聞きしながら検討していきます。

(出所) 上越市ホームページより (http://www.city.joetsu.niigata.jp/contents/town-planning/gappei_2005/jiti/index.html)

(2) 広域的な視点、広域連携の視点

今後の自治体運営の枠組みを「大」「中」「小」の規模で考えるなら、地域自治区や地域協議会といった制度は、「小」すなわち自治体内での自治制度の枠組みであり、住民自治の一つの形態である。一方で「大」「中」は、自治体間の広域的連携など自治体全体の枠組みを指す。

自治基本条例の考える視点として、これらを取り込んだいわゆる団体自治的な考え方も挙げることができる。憲法92条に規定する「地方自治の本旨」は、地方自治の本来の在り方のこととされ、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると理解されている(図表3-10)。地方分権改革によって団体自治のあり方が変革されたが、この団体自治について、自治基本条例にも関連している部分がある。これについては、ニセコ町の「ニセコファンとの連携」でも一部ふれている。

図表 3-10 地方自治の本旨(団体自治と住民自治)

区 分	定 義	摘 要
団体自治	一定の地域を基礎とする国から独立した団体(自治体等)を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則のこと	憲法と地方自治法は、都道府県や市町村の設置を認めるとともに、これらに法律の範囲での条例制定権をはじめとする事務処理権能を認めており、団体自治の原則を具体化している。
住民自治	地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと	憲法は、自治体の長及び議会の議員の直接公選制を定め、さらに地方自治法は、種々の住民の直接請求、住民投票、住民訴訟等を定めて、住民自治の原則を具体化している。

(出所) 「法律用語辞典(第2版)」(有斐閣、2000年)